

Disclosure



Report 2025



令和 6 年度 ディスクロージャー Report 2025



あわじ島農業協同組合

プロフィール

☆設立	平成2年 4月	☆本所所在地	兵庫県南あわじ市市青木 18-1
☆営業地区	南あわじ市	☆出資金	3,825百万円
☆事業利益	137百万円	☆経常利益	359百万円
☆当期剰余金	277百万円	☆総資産	228,944百万円
☆純資産	17,216百万円	☆貯金	208,548百万円
☆預金	175,653百万円	☆貸出金	23,820百万円
☆有価証券	5,954百万円	☆長期共済保有高	334,455百万円
☆短期共済新契約掛金	724百万円	☆購買品供給・取扱高	4,756百万円
☆販売品販売・取扱高	13,792百万円	☆組合員数	9,174人
☆役員数	21人	(正組合員 5,302人 准組合員 3,872人)	
☆単体自己資本比率	20.71%	☆職員数	303人
		(正職員 244人 嘱託・契約職員 59人)	



目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和6年度）	3
5. JAあわじ島協同活動ハイライト（令和6年度）	6
6. 農業振興活動	8
7. 地域貢献情報	9
8. リスク管理の状況	11
9. 自己資本の状況	15
10. 主な事業の内容	16
【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	24
2. 機構図	25
3. 組合員数	25
4. 組合員組織の状況	25
5. 地区一覧	26
6. 役員構成（役員一覧）	26
7. 職員数	26
8. 事務所の名称及び所在地	27
9. 特定信用事業代理業者の状況	27
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	30
3. 注記表	32
4. 剰余金処分計算書	49
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	50
6. 会計監査人の監査	50
7. キャッシュ・フロー計算書	51
8. 部門別損益計算書	51
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
2. 利益総括表	53
3. 資金運用収支の内訳	53
4. 受取・支払利息の増減額	53
III 事業の概況	
1. 信用事業	54
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	

2. 共済事業	6 2
（1）長期共済保有高	
（2）医療系共済の共済金額保有高	
（3）介護系その他の共済の共済金額保有高	
（4）年金共済の年金保有高	
（5）短期共済新契約高	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	6 3
2. 貯貸率・貯証率	6 3
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	6 4
2. 自己資本の充実度に関する事項	6 6
3. 信用リスクに関する事項	7 0
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 6
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 7
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 7
7. CVAリスクに関する事項	7 7
8. マーケット・リスクに関する事項	7 7
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	7 8
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	7 8
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	7 8
12. 金利リスクに関する事項	7 9
VI 連結情報	
1. グループの概況	8 1
（1）グループの事業系統図	
（2）子会社等の状況	
（3）連結事業概況（令和6年度）	
（4）最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
（5）連結貸借対照表	
（6）連結損益計算書	
（7）連結剰余金計算書	
（8）連結キャッシュ・フロー計算書	
（9）連結注記表	
（10）農協法に基づく開示債権	
（11）連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	1 0 6
（1）自己資本の構成に関する事項	
（2）自己資本の充実度に関する事項	
（3）信用リスクに関する事項	
（4）信用リスク削減手法に関する事項	
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	
（7）CVAリスクに関する事項	
（8）マーケット・リスクに関する事項	
（9）オペレーショナル・リスクに関する事項	
（10）出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
（11）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
（12）金利リスクに関する事項	
法定開示項目掲載ページ一覧	1 2 2

ごあいさつ

盛夏の候、組合員の皆さまには益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、ここに令和6年度の協同の成果についてご報告できる運びとなりましたこと、これもひとえに皆さま方のご支援、ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

振り返ってみますと昨年度は、国内外の社会情勢、経済環境、さらには気候が大きく変動する中で野菜価格が高騰する反面、特に秋冬作野菜について、高温による障害、虫害の対応に苦慮されたかと存じます。また、消費地では高値による購買意欲が減退するという複雑な状況が続きました。

米の価格が急騰し、全国的な米騒動が発生したことも大きな出来事となり、農業や農協の役割が一層重要となる年でした。

令和6年度の事業運営につきましては、年度末決算において事業総利益が前年度と横ばいとなる結果となりましたが、事業管理費で電気代の政府補助金の終了や人件費等により前年対比増となり、事業利益については昨年度より下回る結果となりました。

事業別では販売事業において、特産品販売高が高値基調の相場展開により、118億円という結果となり、計画を大きく上回り、1ケース当りの平均単価が過去最高となりました。しかしながら取扱数量の減少が顕著であり、今後は『数』、『結果』にこだわりのりながら農家所得の向上に向けて取り組みを進めてまいります。

結びになりますが、今後も環境の変化に柔軟に対応し、組合員・地域住民の皆さまとともに経営の『安定』、事業活動に『挑戦』し、役職員一同精進してまいりますので、より一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月吉日

あわじ島農業協同組合
代表理事組合長 原口 和幸

1. 経営理念

「あわじ島農協は南あわじ農業の発展のため、挑戦し続けます」

～ Challenge for Agriculture ～

2. 経営方針

- ・ 農業所得向上のための事業活動に挑戦します。
- ・ 組合員とともに人と自然にやさしい持続型農業に挑戦します。
- ・ 南あわじ農業の魅力を伝え、次世代へつなげる取り組みに挑戦します。
- ・ 農業とともに暮らしを支え、地域に選ばれる組織づくりに挑戦します。
- ・ 事業の次世代化とやりがいのある職場づくりに挑戦します。



3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）

国内農業は生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、生産資材の高騰により農業経営は厳しさを増しており、我が国の食料安全保障の土台が揺らいでいます。また、不安定な世界情勢の影響などから資源価格や原材料価格は高止まりしており、依然として先行きが不透明な状況が続いています。そのような中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

このような情勢のなか、あわじ島農協では堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金は277百万円となり、計画対比158.4%となりました。

1. 指導事業

（1）営農相談活動

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携のうえ防除講習会を開催しました。また、CATV放送、YouTube配信やハガキ、メールマガジンによるDM等を利用したタイムリーな情報発信を行い、生産振興に努めました。

消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に應えるため、農薬適正使用の啓蒙、栽培管理日誌の記帳、性フェロモン防除、良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

残留農薬検査を実施し、自主検査241検体と外部委託検査44検体について測定を行い、全て残留基準値以下でした。

安定生産に向けて、太陽光パネルを用いたLED黄色防蛾灯を管内3か所に設置し、夜蛾類（ヨトウムシ類等）の被害軽減と化学農薬削減に向けた研究を行いました。

管内で発生している鶏ふんをペレット化し、主要作物への適応性について研究を行いました。

たまねぎの乾燥について、ハウス用換気扇を利用し、ポリコンテナの自家乾燥の適応性について研究を行いました。

土壌分析は年間通じて355点を行い、診断結果をもとに、土壌にあった施肥改善を行いました。

（2）くらしの活動

JA組織の活性化活動として、くらしの活動教室（60教室）、健康教室（市と連携）、生け花教室などを実施しました。高齢者たすけあい運動として手指消毒液を市内7か所の高齢者施設へ寄贈しました。

2. 販売事業

令和6年度の青果物販売は、経済活動の再開とインバウンド需要も活発になったことから消費動向も大きく改善され、量販店等では順調な販売となりました。たまねぎについては天候にも恵まれ概ね高品質での収穫となり、また、販売環境にも恵まれたことから高値販売となりました。葉物野菜についても春作のキャベツの高騰にはじまり、秋冬野菜についても全国的な高温の影響から虫害等の発生と生育不良もありましたが、主要品目をはじめ野菜全般に順調な販売となりました。特に12月には市場流通において多くの品目で過去最高の平均単価となり有利販売につながりました。また、令和6年度よりレタスの共同撰果作業を本格的に開始し、取扱件数等の増加と作業の効率化を図りました。

農産物販売では、令和6年産の作況指数は全国101と平年並みとなりましたが、5年産米の不作に加え需要の増加もあり価格が高騰しました。また、全国で集荷業者等による高値買取が活発となり、J Aの集荷量が大きく減少し、前年比78.1%の59,109袋の取り扱いとなりました。

販売促進として、淡路島たまねぎ、あわじ島レタスのレシピをInstagram・ブログのインフルエンサーによる投稿と配信で幅広い消費者へアプローチを行いました。また、企業（ヒガシマル・キッコーマン）とのタイアップによる企画とPR活動を行いました。

収穫作業等労働力確保の確保へ向けて主力品目であるたまねぎの作業支援の充実を図るための準備を行いました。

宅配事業ではECサイトで淡路島たまねぎの販売、ふるさと納税、J Aタウンへの出品も行いました。直販事業として、企業向けに淡路島たまねぎ規格外品の業務用総菜等販売を行い、一次加工品による販売と商品化を進めています。

3. 購買事業

世界的な社会情勢不安と為替相場の影響により、農業生産に関わる資材の原材料価格が高止まりする中、迅速な情報収集により肥料・農薬・生産資材の主要品目を中心に予約購買並びに一括仕入れによる安定供給に努めました。

また、肥料ではあわじ島化成等主要5品目の予約価格の抑制を行い、農業生産コストの低減につながるよう努めました。この結果、購買品供給・取扱高は4,756百万円となりました。

4. 信用事業

日銀によるマイナス金利政策の解除で17年ぶりの利上げが行われ、「金利のある世界」が到来したことから、市場動向を今まで以上に注視しながら、資金の調達・運用が求められる年になりました。

また、相続・年金・資産運用・ローン等の相談会の休日開催に加え、次世代や若年層利用者のための休日渉外活動にも注力しました。

9月には、阿万支所での共済事業等を南淡支所に統合し、福良支所、阿万支所は金融窓口業務のみを行う「出張所」として営業を開始しました。

5. 共済事業

組合員・地域住民に寄り添った安心と満足の提供を行うべく、保障点検活動の充実を図りました。また、地域貢献活動の一環として、南あわじ市へ新契約件数に応じた金額を寄付し、防災減災に向けた支援活動を実施しました。

この結果、長期共済の新契約は222億円の実績となりました。



6. 畜産事業

令和6年度の畜産事業は、神戸ビーフ・但馬牛の枝肉相場が高単価で推移したこともあり、淡路家畜市場での和子牛せり市では平均価格（税込み）は96万円台の高値で取り引きされ、和子牛販売高は前年度対比111.7%となりました。また、淡路家畜市場への上場頭数はやや減少しましたが、全農出荷肉牛、スモールの単価も堅調に推移し、畜産販売高は前年度対比107.1%となりました。



《第20回南あわじ市畜産共進会》

5. JAあわじ島 協同活動ハイライト（令和6年度）

◇農業振興支援事業の取り組み

部会・営農組合等に機械の導入に対する支援の実施

令和6年度 支援件数 5件 支援金額 2,708千円

◇出前授業・農業体験の実施

南あわじ市の小学校に対し、たまねぎの収穫体験や田植え、稲刈り体験を実施。

たまねぎ収穫体験	5校	児童	148名
みかん出前授業	1校	児童	7名
田植え体験	3校	児童	81名
稲刈り体験	3校	児童	81名
たまねぎ定植体験	2校	児童	67名



◇農業体験の実施

南あわじ農業の魅力を伝えるために農業体験を実施。

武庫川女子大学 食創造科学科 学生	たまねぎ収穫体験	80名
コープこうべ店舗職員・関係者	たまねぎ収穫体験	8名
パルコープおおさか 組合員	収穫体験	26名

◇農業機械メンテナンス講習会の実施

日常的な農業機械のメンテナンスや急な故障の初期修理などの講習を実施。

◇廃棄農業資材の回収

地域の環境配慮のため、廃棄農業資材を回収し、適正な処理を行いました。

◇新規作物の研究

営農部が新品種の試みとしてかぼちゃの試験栽培を実施しました。

◇ J A あわじ島農協まつり

組合員来場者 5,818 名（参加券ベース）

総来場者数 約 20,000 名 来場



《令和6年度 あわじ島農協まつり》

◇ 休日相談業務・休日訪問活動の実施、各種相談業務の拡充

各種相談会へのWEB予約システムの導入

各種相談会の実施

◇ 組織再編の取り組み

阿万支所の共済事業と福良・阿万支所の信用事業の一部を南淡支所へ統合し、それぞれ出張所として営業を開始しました。

◇ 営農担当者以外の営農指導員資格取得

営農部署以外の営農指導員の資格取得 3名合格

◇ 全職員に肥料・農薬研修

全職員を対象とした肥料・農薬の研修会の実施。

6. 農業振興活動

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

J Aあわじ島ほんまもん元気野菜システムを実施し、生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組む、安全・安心な農産物の提供に努めています。

2. 営農組織の育成・支援

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携して「栽培ごよみ」「防除ごよみ」等を作成し、現地圃場巡回や窓口対応に活用しました。また、業務用スマートフォンでの営農相談も行いました。さらに、緊急時にはJ Aあわじ島営農情報の提供（メルマガ配信）やハガキによるDMを送付、CATVや「YouTube」などのSNSでの情報発信を行いました。

3. 地産地消の取り組み

管内のあわじ島まるごと株式会社（美菜恋来屋）【農産物直売所】と連携し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

4. 食育の取り組み

市内の小学校において、営農相談員が野菜収穫や田植えなどの出前授業を行い「食」と「農」のつながりの大切さを伝えました。



《たまねぎ吊り貯蔵調査を行う営農相談員》

7. 地域貢献情報

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

- ・ 環境にやさしい農業を目指し、夜蛾類（ヨトウムシ類等）の被害軽減と化学農薬削減に向けた省力化農業の研究を行っています。
- ・ 省エネルギーを実践するため、「クールビズ」「節電」の実施に取り組んでいます。

② 公益団体等への寄付

- ・ 福祉貢献活動の一環として、市内7か所の高齢者施設へ手指消毒液を寄贈しました。
- ・ 食農教育の一環として、管内の小学生を対象にたまねぎ収穫、田植え・稲刈りなどの農業体験を実施しました。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

貯金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	5 9 , 6 2 2
定 期 性	1 4 8 , 9 2 6
合 計	2 0 8 , 5 4 8

(2) 地域への資金供給の状況

貸出金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	1 , 0 0 3
その他制度資金	5
農業関連融資	4 7 8
事業関連融資	4 , 5 5 9
住宅関連融資	1 6 , 4 1 0
生活関連融資	1 , 1 0 7
その他	2 3 7
合 計	2 3 , 8 2 0

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉貢献活動（献血）

兵庫県赤十字血液センターの主催に対して、三原ライオンズクラブとともに協賛を実施しています。これからも引き続き、血液事業に理解を深め、献血の輪を広げていきたいと考えています。

② 職員の地域社会活動への参加

職員が消防団活動をはじめ、積極的に社会活動に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。



《令和6年度 献血活動実施風景》

3. 地域密着型金融への取り組み

① 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、農業者をはじめ地域の皆さまに利用される総合事業体として金融機能のみならず、営農・経済事業や環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業活動を行っています。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各支所に営農相談員を配置するとともに、関係機関と連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談に応じています。

また、融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について、月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所・事業所にコンプライアンス責任者・担当者を配置しコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニユ

アル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の担当者を各部・支所に配置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

(電話：信用：0799-42-5220 共済：0799-42-5221 月～金9時～17時)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話：078-341-8227)

東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)

まずは①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。どうか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・支所・事業所のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況と単体自己資本の額

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は２０．７１％、単体自己資本の額は１７，７１６百万円となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	３，８１４百万円（前年度３，８４０百万円）
配当率又は利率	出資配当は年２．０％の割合です。

○ 後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	１０百万円（前年度１９百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は０％です。

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業では、貯金、貸出、為替などの金融サービスの提供を行っています。

利用者の皆さまから信頼され利用される信用事業を確立すべく、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む「JAバンクシステム」により業務の充実・強化に努めています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県民税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧

貯金名	特 徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	対 象
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人 及び法人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人 及び法人
通知貯金	7 日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7 日以上 2 日前のご通知でお引出しができます。	5 万円以上 1 円単位	個人 及び法人
貯蓄貯金	毎日の最終残高に応じた利率が適用される貯金で、専用キャッシュカードにより、普通貯金のように出し入れが自由です。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人
総合口座	1 冊の通帳に＜貯める＞＜受取る＞＜支払う＞＜借りる＞という 4 つの機能をパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の 90% 以内で、最高 300 万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的に合わせて、掛金・期間が選べます。	1 年以上 7 年以内	1,000 円以上 1 円単位	個人 及び法人
ス ー パー定期	お預け入れは 1 円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1 か月以上 1 0 年以内	1 円以上 1 円単位	個人及び法人 (複利型: 個人のみ)
大口定期	退職金などまとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1 か月以上 1 0 年以内	1,000 万円以上 1 円単位	個人及び法人
変 動 金 利定期	6 か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1 年 2 年 3 年	1 円以上 1 円単位	個人及び法人 (複利型: 個人のみ)
期 日 指 定定期	お利息は 1 年ごとの複利計算。お預け入れから 1 年たてば、いつでも必要なときにお引出しになれます。一部お引出し(1 万円以上)も可能です。	1 年以上 3 年以内	1 円以上 300 万円未満 1 円単位	個人
一般財形	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使い道は自由です。	3 年以上	1 円以上 1 円単位	個人
財形住宅	マイホーム取得を目的とした積立定期です。財形年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上	1 円以上 1 円単位	個人
財形年金	年金のお受け取りを目的とした積立定期です。財形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上	1 円以上 1 円単位	個人

◇貸出業務

協同組合金融機関として、地域農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域の住民の皆さまへ暮らしに必要な各種ローンや、農業関連団体・地方公共団体などへ必要な資金を融資し、地域の発展のため貢献しています。

さらに、国・県の制度資金や政府系金融機関等の資金取扱も行っております。

貸出商品一覧

貸出金の種類	お使いみち	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・増改築、土地の購入、新築・中古マンション及び中古住宅の購入。住宅機構等からの借換え。	50年以内
リフォームローン	住宅の補改修、宅地内の造園、植樹、門・塀・車庫・台所・浴室等の設置または改良。	15年以内
教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費および家賃等教育に関する必要な資金。	15年以内で かつ在学期間プラス9年
農業近代化資金	農機具、畜産用機具等 農畜産に必要な資金。	15年以内 (農機具7年以内)
アグリマイティ	農業生産、加工販売、発電・蓄電設備等に必要な資金。	17年以内 (農機具10年以内)
多目的ローン	組合員が生活に必要とする一切の資金。(負債整理、事業資金等除く。)	10年以内
マイカーローン	自動車・バイク(中古含)の購入。修理・車検・購入に付帯する諸費用、保険掛金など。	15年以内
カードローン	生活に必要な一切の資金。	2年(継続審査により更新)

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国の金融機関へ振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務・サービス

給与・年金などの自動受取、公共料金など各種自動支払い、給与振込サービス、振込サービスなどを行っています。また、国債・投資信託の窓販業務、個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」の取扱、全国ＪＡでの貯金の入出金、銀行・信用金庫・コンビニなどでの現金引出し、キャッシュカードでの代金支払い（デビットカード）など、様々なサービス提供を行っています。

信用事業手数料

金額には、10%の消費税が含まれています。

令和5年4月1日現在 単位:円

窓口扱い	振込手数料	自 J A 本支所 (同一店舗含む)		無料			
		電	3万円未満	他 J A バンク	220		
				他 行	550		
		信	3万円以上	他 J A バンク	440		
				他 行	770		
		文	3万円未満	他 J A バンク	110		
				他 行	440		
		書	3万円以上	他 J A バンク	220		
				他 行	660		
		A T M (口座振込)	振込手数料	3万円未満	自 J A ・県内 J A	無料	
県 外 J A	165						
	他 行			165			
3万円以上	自 J A ・県内 J A			無料			
	県 外 J A			330			
	他 行			330			
A T M (現金)	振込手数料			3万円未満	自 J A ・県内 J A	無料	
					県 外 J A	330	
					他 行	440	
				3万円以上	自 J A ・県内 J A	無料	
		県 外 J A	440				
			他 行	660			
		送金(小切手)	自 J A 本支所	無料			
			他 J A バンク	440			
			他 行	660			
		代金取立	振込手数料	同地宛(淡路島・神戸)	自 J A 本支所	1件	無料
他 J A ・他 行	1件				無料		
隔地宛(注1)	同地以外			1件	880		
	個別			普通扱	1件	660	
				至急扱	1件	880	
	J A ネット			振込手数料	月額基本料金		無料
3万円未満		自 J A 本支所	無料				
		他 J A バンク	165				
		他 行	165				
3万円以上		自 J A 本支所	無料				
		他 J A バンク	330				
		他 行	330				
ネット J A 法人		振込手数料	照会・資金移動サービス		月額基本料金	1,100	
			口座内容照会		無料		
			3万円未満		自 J A 本支所	無料	
	他 J A バンク			165			
			他 行	165			
	3万円以上		自 J A 本支所	無料			
			他 J A バンク	330			
			他 行	330			
	データ伝送サービス(注3)		月額基本料金	2,200			
	伝送サービス利用の振替手数料		1件	110			
振込手数料	振込手数料	3万円未満	自 J A 本支所	無料			
			他 J A バンク	220			
			他 行	220			
		3万円以上	自 J A 本支所	無料			
			他 J A バンク	330			
			他 行	330			
署名捺登録手数料	用紙発行	小切手帳	50枚綴り	660			
			自己宛小切手	1枚	550		
		新規発行	ICキャッシュカード・JAカード一体型	1枚	無料		
			ICキャッシュカード・JAカード一体型	1枚	1,100		
		再発行	ICキャッシュカード・JAカード一体型(返金不実施)	1枚	550		
			通 帳	1 通	1,100		
		証 書	1 枚	1,100			
			証 書	1 枚	1,100		
		その他手数料	振込手数料	給与振込(他行宛)		1 件	無料
				送金・振込の組戻料		1 通	1,100
不渡手形返却料				1 通	1,100		
取立手形組戻料				1 通	1,100		
取立手形店頭呈示				1 通	1,100		
(1,100円を超える場合はその実費)							
スイングサービス				1 回	無料		
定時自動送金	振込手数料			同一支所内	3万円未満	無料	
					3万円以上	無料	
				自 J A 本支所	3万円未満	無料	
		3万円以上	無料				
		J A バンク	3万円未満	110			
			3万円以上	220			
		他行	3万円未満	495			
			3万円以上	660			
		電信	3万円未満	385			
			3万円以上	550			
国債口座管理手数料	振込手数料	集金		基本	集金業務1回につき	1,100	
		加算		所要時間・事務負担により	550~		
		未利用口座管理手数料		年間	1,320		
		口座振替手数料(データ)		1 件	110		
		口座振替手数料(紙明細)		1 件	220		
		各種残高証明発行		1 通	330		
		その他各種照会票の発行		1件(注2)	330		
		アンサーサービス利用料		1ヶ月	3,300		
		サインサービス	振込手数料	3万円未満	自 J A 本支所	無料	
					他 J A バンク	220	
	他 行			220			
3万円以上	自 J A 本支所			無料			
	他 J A バンク			440			
	他 行			440			

※一体型カードの再発行についてはクレジット機能の手数料のみ掛かる場合がございます。

※一体型カードの再発行についてはクレジット機能の手数料のみ掛かる場合がございます。

(注1)手数料を超える場合は実費とします。

(注2)1件あたり発行照会票が10枚を超える場合は、超えた枚数×@20円+消費税をいただきます。

(注3)データ伝送サービスご利用の場合は照会・資金移動サービスもご利用いただけます。

* 地方公共団体・地区内学校等組合長が認めたものについては振込手数料を免除する。

* 視覚障がい者等ATMによる振込を行うことが困難な者の窓口振込手数料は、ATM振込手数料を適用する。



JAあわじ島

JAのキャッシュコーナーの紹介

▼ J A あわじ島 〒656-0462 南あわじ市市青木 18-1 T E L : 0799-42-5220

ATMコーナー名	平日稼動時間		土曜稼動時間		日曜稼動時間		祝日稼動時間	
	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了
広 田	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
倭 文 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
西 淡	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
津 井 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
伊加利阿那賀経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
志 知 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
榎 列 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
八 木 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
神 代 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
南 淡	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
福 良	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
阿 万	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
北阿万経済センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
本所（榎列・中央支所）	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
S P パ ル テ ィ	10: 00	20: 00	10: 00	20: 00	10: 00	20: 00	10: 00	20: 00
イ オ ン 南 淡 路 店	8: 00	21: 00	8: 00	21: 00	8: 00	21: 00	8: 00	21: 00
美 菜 恋 来 屋	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00
南あわじ市役所前	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
くつろぎプラザ シーパ店	9: 30	21: 00	9: 30	21: 00	9: 30	21: 00	9: 30	21: 00
旧 灘 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00

＜お問合せ先＞

平日 9:00～17:00 までのお問合せ

J A バンク 兵庫 A T M センター
T E L : 078-797-8501

＜キャッシュカード紛失等お問合せ先＞

平日・土日祝日 連絡先

A T M センター
T E L : 0120-68-9801

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、「ひと・いえ・くるま」による総合保障を展開しています。

共済商品一覧

商品名		特 徴
長期共済	終 身	働き盛りの時は保障が大きく、掛金を払い終わっても一生涯の保障が続きます。保障切れを心配することなく大切なご家族の生活資金や老後の万全保障を確保できます。多彩な特約で保障内容を自由に設計できるのが特長です。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	養 老 生 命	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。多彩な特約を付加することにより、後遺障害等、手厚く保障します。満期時には満期共済金が支払われます。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	こ ど も	必要な保障を確保しながら、お子さまの教育資金を計画的に準備できます。学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランから選べます。
	予定利率変動型年金	ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
	が ん	上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍の診断時や再発時、入院や手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
	医 療	病気やケガによる入院・手術はもちろん、全額自己負担となる先進医療の技術料も保障し最新の治療が安心して受けられます。一人ひとりのニーズにあわせて保障の手厚さ、保障の長さ、掛け金を支払う期間などが選べます。
	介 護	一生涯にわたる介護保障で、公的介護保険制度と連動した保障内容です。要介護2以上に認定された場合、または重度要介護状態になった時、介護共済金をお支払いします。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	生 活 障 害	身体障害者手帳制度(公的制度)に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に継続的に備えるためのプランです。
	特定重度疾病	三大疾病を含む生活習慣病による所定の状態に一時金で備えられ、共済期間を通じて、それぞれ1回、最大で4回お支払いします。一時金を給付するため、継続的な治療による経済的負担に備えることができます。
	認 知 症	要介護を伴う認知症および軽度認知障害(MCI)を一生涯保障します。認知症にかかる介護費用や治療費用などの様々な費用に充てることが出来るプランです。
	引受緩和型終身	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入でき一生涯にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。
	引受緩和型医療	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入できる医療保障です。持病の悪化・再発もしっかり保障でき、入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。
	建 物 更 生	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、火災や自然災害によるケガにも備えられます。保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。
短期共済	定 期 生 命	お手頃な掛金で、万一の場合を一定期間保障するプランです。
	自 動 車	自賠責共済では補完できない部分を保障します。相手方への賠償はもちろん、ご自身や同乗者のケガの保障や車両保障など自動車事故を幅広く保障します。
	自 賠 責	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。
	傷 害	日常のさまざまなアクシデント(死亡、後遺障害、治療)を安心プランで保障します。
	賠 償 責 任	日常生活や農作業などに起因する事故により、損害賠償責任が発生した場合に保障する共済です。
	火 災	住まいの火災損害を保障します。
農業者賠償責任共済		農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

〔購買事業〕

組合員をはじめ地域住民のみなさまの多様化する利用ニーズの対応に努め、効率的な事業展開に取り組んでいます。農産物の安定生産のため、安全で品質のよい購買品の安定供給に努め、肥料・飼料・農薬をはじめとする生産資材、生活用品・電気製品等の生活資材のほか、給油所事業、農機・自動車センター事業、住宅設備事業と幅広い供給に努めています。



〔販売事業〕

あわじ島ブランド強化に向けて品質の向上と計画出荷による安定供給に取り組むとともに、野菜供給産地として主力取引市場と更に連携を深め主要品目の持続可能な価格形成に努めています。共同撰果の充実を図るとともに集荷体制の整備を行い、地域の基幹産業である農業生産の維持拡大と農業所得向上に努めています。

また、米、花卉類、果菜類等の販売のほか、保管事業、施設センター、ライスセンター、予冷センター業務により効率運用の徹底と安全作業に努めています。

〔営農事業〕

◇生産促進業務

生産出荷の効率化研究を図るとともに、安心・安全な野菜を消費地に提供するため、「JAあわじ島ほんまもん元気野菜システム」の運用に努めました。また、GAP部会によるたまねぎ、ブロッコリーのグローバルGAP団体認証取得を行いました。

◇営農相談業務

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携し栽培相談に努めました。栽培講習会等に加え、CATV放送、YouTube配信やDM等を利用した情報発信を行い生産振興に努めました。

また、消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に応えるため、農薬適正使用の啓蒙・栽培管理日誌の記帳・性フェロモン防除・良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

SDGsにつながる環境にやさしい持続型農業の継続と安定生産に向けた取組として、太陽光パネルを用いたLED黄色防蛾灯を管内に設置し、夜蛾類の被害軽減と化学農薬削減に向けた研究を行いました。

◇くらしの活動業務

組合員および家族の健康を守るため、行政等と連携して健康教室を開催し、健康管理に努めています。また、営農・生活をはじめとする教室活動（生け花・介護）を実施しました。さらに、高齢者たすけあい運動として手指消毒液を市内7か所の高齢者施設へ寄贈しました。

◇営農支援業務

淡路納税協会との共催による複式簿記研修会を7月に2日間実施しました。淡路納税協会派遣の税理士同席による確定申告書の作成研修会を延べ9日間実施しました。また、農業者年金・労災保険の取り組みを通じて組合員サービスに努めています。その他にも不定期で全集荷場において残留農薬自主検査を実施し、検査結果の情報開示を通じて消費地への安心・安全を発信しています。



《土壌分析を行う営農指導員》



《気象ロボットを設置する営農指導員》

〔畜産事業〕

「神戸ビーフ・但馬牛」素牛産地の維持増頭を目指し、育成牛・繁殖雌牛の管理勉強会を年間3回実施しました。農家は勿論、各関係機関の先生方や担当者も交え地域全体で適正な飼養管理技術を勉強し、平均分娩間隔短縮を目指します。また、各種増頭事業や補助事業を積極的に推進し農家所得の向上に努めています。

(2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットを守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、

(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 6 年 3 月末における残高は 1, 6 5 1 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 6 年 3 月末現在で 4, 7 8 5 億円となっています。

◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

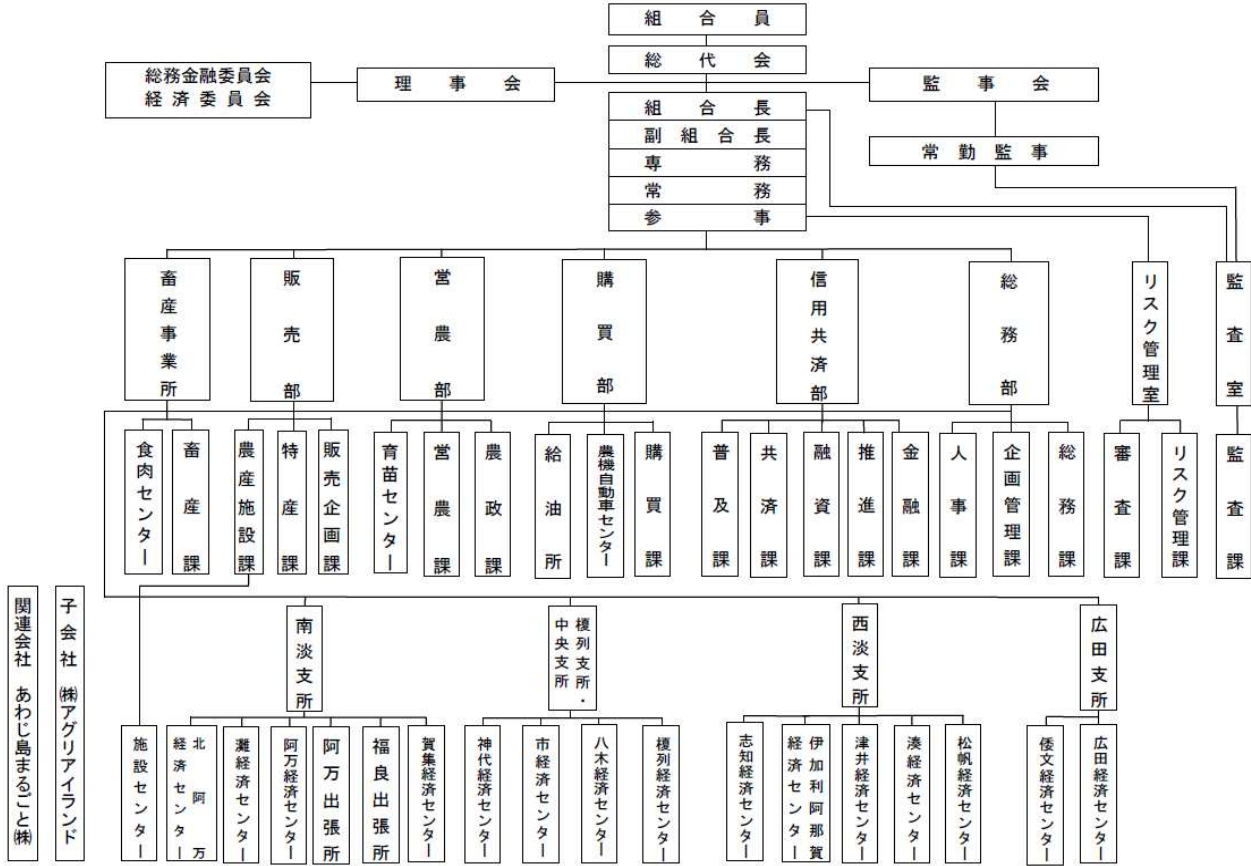
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

H2.	4.	1	あわじ島農協発足
H2.	7.	1	湊支所野菜集出荷場竣工
H3.	4.	12	松帆センター野菜選果貯蔵施設竣工
H3.	9.	19	広田ライスセンター増設工事竣工
H4.	1.	23	志知、神代、賀集支所レタス封函施設完成
H4.	2.	27	神代、阿万支所購買倉庫竣工
H5.	3.	27	伊加利、阿那賀総合集荷場竣工
H5.	11.	30	貯金残高1, 000億円達成
H6.	2.	28	市購買倉庫、事務所竣工
H6.	3.	30	八木支所レタス共同選果集出荷場竣工
H6.	8.	24	志知ライスセンター増設工事竣工
H7.	1.	17	阪神淡路大震災
H7.	9.	6	松帆支所事務所購買倉庫竣工
H8.	4.	17	広田給油所竣工
H8.	6.	29	長期共済5, 000億円達成
H9.	3.	8	倭文支所会議室並びに集出荷場竣工
H9.	8.	26	神代センター竣工
H10.	2.	19	野菜残渣処理施設竣工
H10.	8.	22	育苗センター竣工
H14.	3.	14	野菜育苗施設竣工
H14.	4.	15	神代支所事務所竣工
H15.	2.	3	賀集福良地区野菜貯蔵施設竣工
H16.	3.	26	広田・倭文センター竣工
H16.	10.	1	神代支所レタス封函施設能力増強工事完成
H17.	2.	18	施設センター玉葱選果施設能力増強工事完成
H17.	4.	1	北阿萬農業協同組合と合併、北阿万支所開所
H17.	10.	1	三原郡畜産農業協同組合連合会を承継
H17.	12.	5	八木支所たまねぎ撰果場改修並びに撰果機更新
H19.	3.	6	第2育苗センター（野菜育苗施設）竣工
H19.	9.	26	市支所レタス封函施設竣工
H19.	10.	2	榎列センター集出荷施設竣工
H20.	4.	21	津井支所事務所竣工
H20.	11.	14	松帆予冷センター能力増強工事竣工
H21.	5.	20	榎列支所事務所竣工
H22.	5.	27	阿万支所事務所竣工
H23.	3.	11	東日本大震災
H23.	5.	11	賀集センター玉葱撰果施設竣工
H23.	5.	12	八木支所レタス封函施設竣工
H24.	9.	19	農機・自動車センター拡張用地取得
H24.	12.	21	松帆センター玉葱撰果施設竣工
H25.	3.	29	淡路島酪農協本所跡地取得
H26.	10.	30	松帆予冷センター野菜保冷库整備工事竣工
H27.	2.	27	玉葱根葉切機、大型コンテナ取得
H27.	3.	31	北阿万支所事務所竣工
H27.	9.	2	志知ライスセンター竣工
H28.	3.	23	貯金残高2, 000億円達成
H28.	3.	24	園芸用ハウス竣工
H28.	8.	29	店舗機能再構築実施
H29.	5.	29	北阿万センター乾燥冷蔵施設 竣工
R3.	3.	25	新本所会館竣工
R3.	5.	11	中央支所 オープン
R4.	5.	16	榎列・中央支所 オープン
R4.	10.	11	南淡支所 オープン
R5.	3.	3	本所給油所 セルフ化リニューアル及びセルフ洗車場オープン
R5.	10.	16	西淡支所 オープン
R6.	9.	24	福良出張所・阿万出張所営業開始

2. 機構図

(令和7年3月31日現在)



3. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
正組合員	5,302	5,400	△98
個人	5,275	5,374	△99
法人	27	26	1
准組合員	3,872	3,866	6
個人	3,839	3,833	6
法人	33	33	—
合計	9,174	9,266	△92

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
たまねぎ部会	1,556	菊部会	3
はくさい、キャベツ部会	1,252	和牛部会	182
レタス部会	1,081	農会長会	189
トマト部会	7	青色申告部会	1,084
GAP部会	9	各種研究会	200
しきみ部会	8	花苗部会	5
枇杷部会	6	年金友の会	8,709
花卉部会	6		

5. 地区一覧

(令和7年3月末現在)

南あわじ市…本 所
緑 地区（第1区）…広田支所 広田支所倭文経済センター
西淡地区（第2区）…西淡支所 西淡支所湊経済センター 西淡支所津井経済センター 西淡支所伊加利阿那賀経済センター 西淡支所志知経済センター
三原地区（第3区）…榎列支所・中央支所 榎列支所榎列経済センター 中央支所八木経済センター 中央支所市経済センター 中央支所神代経済センター
南淡地区（第4区）…南淡支所 南淡支所福良出張所 南淡支所阿万出張所 南淡支所灘経済センター 南淡支所北阿万経済センター

6. 役員構成（役員一覧）

(令和7年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	原 口 和 幸	理 事	船 本 泰 生
副組合長理事	眞 野 和 典	〃	乙 井 康 弘
常務理事	出 口 智 康	〃	浅 井 崇 史
常務理事	大 住 和 也	〃	堤 きよみ
理 事	三 原 賀 代 子	〃	山 口 誠 治
〃	馬 野 均	〃	立 川 善 久
〃	原 由 美	代 表 監 事	仲 尾 修 治
〃	坂 東 昌 範	常 勤 監 事	木 本 公 久
〃	榎 本 暉 重	員 外 監 事	高 川 欣 士
〃	榎 本 至 宏	監 事	芝 俊 治
〃	川 本 啓 二		

(令和7年6月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	原 口 和 幸	理 事	船 本 泰 生
副組合長理事	眞 野 和 典	〃	乙 井 康 弘
常務理事	出 口 智 康	〃	山 本 芳 弘
常務理事	大 住 和 也	〃	浅 井 崇 史
理 事	三 原 賀 代 子	〃	堤 きよみ
〃	馬 野 均	〃	山 口 誠 治
〃	原 由 美	〃	立 川 善 久
〃	坂 東 昌 範	代 表 監 事	仲 尾 修 治
〃	榎 本 暉 重	常 勤 監 事	木 本 公 久
〃	榎 本 至 宏	員 外 監 事	高 川 欣 士
〃	川 本 啓 二	監 事	芝 俊 治

7. 職員数

(単位:人)

区 分	男 性	女 性	合 計
参 事	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一 般 職 員	185 (25)	92 (34)	277 (59)
営農指導員	24 (0)	1 (0)	25 (0)
生活指導員	0 (0)	1 (0)	1 (0)
合 計	209 (25)	94 (34)	303 (59)

(注) 1. () はうち常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和7年3月現在)

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本所	南あわじ市市青木18の1	42-5200	平日/土/日/祝
広田支所	南あわじ市広田広田321	45-1041	平日/土/日/祝
広田支所倭文経済センター	南あわじ市倭文庄田470の3	46-0531	平日/土/日/祝
西淡支所	南あわじ市松帆高屋98の1	36-2666	平日/土/日/祝
西淡支所湊経済センター	南あわじ市湊里1377	36-2066	設置なし
西淡支所津井経済センター	南あわじ市津井1229の8	38-0210	平日/土/日/祝
西淡支所伊加利阿那賀経済センター	南あわじ市伊加利569の2	39-0167	平日/土/日/祝
西淡支所志知経済センター	南あわじ市志知鉦100	36-5260	平日/土/日/祝
榎列支所・中央支所	南あわじ市市青木18の1	42-0024	平日/土/日/祝
榎列支所榎列経済センター	南あわじ市榎列大榎列190の1	42-2026	平日/土/日/祝
中央支所八木経済センター	南あわじ市八木鳥井440の2	42-0020	平日/土/日/祝
中央支所市経済センター	南あわじ市市三條860の1	42-0018	設置なし
中央支所神代経済センター	南あわじ市神代地頭方1462	42-0022	平日/土/日/祝
南淡支所	南あわじ市賀集1156	54-0831	平日/土/日/祝
南淡支所福良出張所	南あわじ市福良乙63	52-1230	平日/土/日/祝
南淡支所阿万出張所	南あわじ市阿万下町466の1	55-0345	平日/土/日/祝
南淡支所灘経済センター	南あわじ市灘黒岩575の1	56-0301	設置なし
南淡支所北阿万経済センター	南あわじ市北阿万新田中66の1	55-0560	平日/土/日/祝
農機自動車センター	南あわじ市神代地頭方1544の3	42-0513	設置なし
給油所	南あわじ市市青木18の1ほか	42-5216	設置なし
施設センター	南あわじ市市徳長651の1	42-0574	設置なし
ライスセンター	南あわじ市志知中島518	42-0300	設置なし
予冷センター	南あわじ市志知中島518ほか		設置なし
育苗センター	南あわじ市松帆高屋106ほか	36-0601	設置なし
玉葱撰果場	南あわじ市広田広田コヤノ谷1271の1ほか	45-1221	設置なし
集出荷場	南あわじ市広田広田コヤノ谷1271の1ほか	45-1221	設置なし
畜産事業所	南あわじ市神代地頭方1462	42-5225	設置なし

店舗外 A T M 設置場所

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
くつろぎプラザシーパ店	南あわじ市湊110	—	平日/土/日/祝
S P パルティ	南あわじ市市円行寺150	—	平日/土/日/祝
イオン南淡路店	南あわじ市賀集八幡北378-1	—	平日/土/日/祝
美菜恋来屋	南あわじ市八木養宜上1408	—	平日/土/日/祝
南あわじ市役所	南あわじ市市善光寺22-1	—	平日/土/日/祝
旧灘経済センター事務所	南あわじ市灘円実128の1の2	—	平日/土/日/祝

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項ありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目 資 産 の 部	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
1 信用事業資産	206,969	208,166
(1) 現金	378	364
(2) 預金	175,653	178,603
系統預金	175,597	178,562
系統外預金	56	41
(3) 有価証券	5,954	4,866
国債	1,609	844
地方債	1,031	1,202
社債	3,313	2,818
(4) 貸出金	23,820	23,249
(5) その他の信用事業資産	1,183	1,103
未収収益	72	29
その他の資産	1,110	1,074
(6) 貸倒引当金	△20	△22
2 共済事業資産	1	4
(1) その他の共済事業資産	1	4
3 経済事業資産	2,258	2,362
(1) 経済事業未収金	595	620
(2) 経済受託債権	534	419
(3) 棚卸資産	500	609
購買品	453	554
その他の棚卸資産	47	54
(4) その他の経済事業資産	636	725
(5) 貸倒引当金	△8	△12
4 雑資産	259	311
5 固定資産	5,105	5,200
(1) 有形固定資産	5,089	5,181
建物	5,768	5,732
機械装置	2,584	2,594
土地	2,626	2,619
その他の有形固定資産	1,764	1,722
減価償却累計額	△7,654	△7,487
(2) 無形固定資産	16	19
6 外部出資	14,225	14,223
(1) 外部出資	14,225	14,223
系統出資	13,984	13,984
系統外出資	221	219
子会社等出資	20	20
7 繰延税金資産	124	121
資 産 の 部 合 計	228,944	230,390

科 目 負 債 の 部	令和6年度 (令和7年3月31日)		令和5年度 (令和6年3月31日)	
1 信用事業負債	209,081		210,490	
(1) 貯金	208,548		209,979	
(2) 借入金	0		1	
(3) その他の信用事業負債	533		508	
未払費用	96		56	
その他の負債	437		451	
2 共済事業負債	484		466	
(1) 共済資金	190		166	
(2) 未経過共済付加収入	280		286	
(3) その他の共済事業負債	13		13	
3 経済事業負債	1,525		1,326	
(1) 経済事業未払金	748		572	
(2) 経済受託債務	303		227	
(3) その他の経済事業負債	472		526	
4 雑負債	338		332	
(1) 未払法人税等	29		11	
(2) 資産除去債務	34		33	
(3) その他の負債	275		286	
5 諸引当金	296		237	
(1) 賞与引当金	180		180	
(2) 退職給付引当金	103		45	
(3) 役員退職慰労引当金	12		12	
負債の部合計	211,727		212,852	
純資産の部				
1 組合員資本	17,848		17,760	
(1) 出資金	3,825		3,859	
(うち後配出資金)	(10)		(19)	
(2) 資本準備金	41		41	
(3) 利益剰余金	13,997		13,873	
利益準備金	4,816		4,716	
その他利益剰余金	9,181		9,157	
信用事業基盤強化積立金	1,089		1,089	
施設整備積立金	1,644		1,613	
農業経営安定積立金	927		807	
合併記念事業積立金	30		22	
災害対策積立金	500		500	
農業振興積立金	23		26	
特別積立金	4,213		4,213	
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	753		885	
(うち当期剰余金 (又は当期損失金))	(277)		(318)	
(4) 処分未済持分	△15		△13	
2 評価・換算差額等	△632		△222	
その他有価証券評価差額金	△632		△222	
純資産の部合計	17,216		17,537	
負債及び純資産の部合計	228,944		230,390	

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)	(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)
1. 事業総利益	2,626	2,624
事業収益	8,416	8,284
事業費用	5,790	5,660
(1) 信用事業収益	1,529	1,506
資金運用収益	1,435	1,412
(うち預金利息)	(970)	(960)
(うち有価証券利息)	(70)	(50)
(うち貸出金利息)	(245)	(247)
(うちその他受入利息)	(149)	(153)
役務取引等収益	37	33
その他経常収益	56	61
(2) 信用事業費用	376	305
資金調達費用	176	99
(うち貯金利息)	(174)	(97)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(1)	(1)
役務取引等費用	2	2
その他事業直接費用	0	—
その他経常費用	197	203
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△2)	(△10)
信用事業総利益	1,152	1,200
(3) 共済事業収益	641	644
共済付加収入	606	617
その他の収益	34	26
(4) 共済事業費用	64	61
共済推進費	37	39
共済保全費	11	7
その他の費用	15	15
共済事業総利益	576	582
(5) 購買事業収益	4,776	4,685
購買品供給高	4,661	4,576
購買手数料	6	5
修理サービス料	89	85
その他の収益	18	17
(6) 購買事業費用	4,251	4,156
購買品供給原価	4,105	4,011
購買供給費	29	28
修理サービス費	84	84
その他の費用	32	33
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△3)	(2)
(うち貸倒損失)	(0)	(—)
購買事業総利益	524	528
(7) 特産事業収益	1,034	973
特産買取販売品販売高	317	318
特産手数料	206	167
特産収益	497	473
その他の収益	13	14
(8) 特産事業費用	744	756
特産買取販売品販売原価	194	219
特産費用	535	522
その他の費用	14	14
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(0)
特産事業総利益	290	217
(9) 農産事業収益	47	39
農産買取販売品販売高	29	22
農産手数料	17	16
その他の収益	0	0
(10) 農産事業費用	29	23
農産買取販売品販売原価	23	16
農産費用	6	7
その他の費用	0	0
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(△0)
農産事業総利益	18	15
(11) 畜産事業収益	125	123
(12) 畜産事業費用	59	58
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(△0)
畜産事業総利益	66	65

2. 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和 6 年度 (令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)	令和 5 年度 (令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)
(13) 保管事業収益	15	18
(14) 保管事業費用	9	9
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(0)	(△0)
保管事業総利益	6	8
(15) 利用事業収益	628	674
施設センター収益	293	323
ライスセンター収益	31	31
予冷センター収益	92	106
育苗センター収益	208	207
その他利用事業収益	2	5
(16) 利用事業費用	611	643
施設センター費用	314	342
ライスセンター費用	22	22
予冷センター費用	82	88
育苗センター費用	190	183
その他利用事業費用	2	6
利用事業総利益	16	31
(17) 郵便窓口業務収益	0	0
(18) 郵便窓口業務費用	—	—
郵便窓口業務総利益	0	0
(19) 指導事業収入	23	33
(20) 指導事業支出	48	59
指導事業収支差額	△25	△26
2. 事業管理費	2,488	2,351
(1) 人件費	1,939	1,803
(2) 業務費	177	185
(3) 諸税負担金	106	105
(4) 施設費	248	240
(5) その他事業管理費	15	16
事業利益	137	272
3. 事業外収益	227	210
(1) 受取雑利息	3	4
(2) 受取出資配当金	173	168
(3) 賃貸料	18	18
(4) 雑収入	32	18
4. 事業外費用	6	84
(1) 支払雑利息	1	1
(2) 寄付金	0	0
(3) ブランド奨励金	4	3
(4) J A あわじ島出荷応援助成金	—	77
(5) 雑損失	0	0
経常利益	359	398
5. 特別利益	—	1
(1) 固定資産処分益	—	0
(2) 一般補助金	—	1
(3) その他の特別利益	—	0
6. 特別損失	20	23
(1) 固定資産処分損	20	14
(2) 固定資産圧縮損	—	1
(3) 減損損失	—	7
税引前当期利益	338	376
法人税・住民税及び事業税	64	17
法人税等調整額	△2	40
法人税等合計	61	58
当期剰余金	277	318
当期首繰越剰余金	404	406
施設整備積立金取崩	69	73
農業経営安定積立金取崩	—	82
農業振興積立金取崩	2	5
当期未処分剰余金	753	885

3. 注 記 表

令和 6 年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 ・ 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた

簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 124 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期

及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,191
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,925

平成 10 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 1 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 60 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27
危 険 債 権	198
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	225

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	22 百万円
うち事業取引高	19 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	2 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	138 百万円
うち事業取引高	92 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	45 百万円

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(其他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうち其他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.51%上昇したものと想定した場合には、経済価値が51百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	175,653	175,427	△225
有価証券			
その他有価証券	5,954	5,954	-
貸出金	23,820		
貸倒引当金(*)	△20		
貸倒引当金控除後	23,799	23,630	△169
資 産 計	205,407	205,012	△394
貯金	208,548	207,952	△596
負 債 計	208,548	207,952	△596

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,225 百万円
------	----------	------------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	175,653	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	100	300	300	300	-	5,600
貸出金(*1,2)	2,190	1,493	1,423	1,317	1,220	16,159
合 計	177,943	1,793	1,723	1,617	1,220	21,759

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 427 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 15 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	188,095	6,884	12,272	943	306	46

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	300	303	2
	社 債	100	100	0
	小 計	400	403	3
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	1,786	1,609	△176
	地方債	799	727	△72
	社 債	3,600	3,213	△386
	小 計	6,186	5,550	△635
合 計		6,586	5,954	△632

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付引当金	45
② 退職給付費用	151
③退職給付の支払額	△11
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金	103

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,705
②確定給付型年金制度の積立額	△1,602
③未積立退職給付債務 (①+②)	103
退職給付引当金	103

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	151
②臨時に支払った割増退職金	—
③退職給付費用 (①+②)	151

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 21 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は157百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	66
	賞与引当金	49
	固定資産減損損失（土地以外）	17
	退職給付引当金	28
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	3
	未払事業税	4
	その他有価証券評価差額金	178
	その他	10
	小 計	376
	評価性引当額	△251
	合 計	124
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		124

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.02
	事業分量配当金	△5.30
	住民税均等割	0.69
	評価性引当額の増減	0.56
	税額控除	△1.31
	その他	0.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.22

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.46%から 28.17%に変更されますが、その影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和5年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 ・ 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 122 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和4年6月に決議した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生

じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 7 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては令和4年6月に決議した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,192
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,926

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2 百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 48 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41
危 険 債 権	200
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	241

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	24 百万円
うち事業取引高	21 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	3 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	148 百万円
うち事業取引高	102 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	45 百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所と密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュ・フロー生成に寄与していると考えため、支所グループとして区分しています。また、本店のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター及び畜産事業所についてはJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場所	榎列給油所	北阿万給油所
用途	遊休資産	遊休資産
種類	土地・建物ほか	土地・建物ほか
その他	令和5年12月閉鎖。 遊休資産のため	令和5年12月閉鎖。 遊休資産のため
金額	3 百万円 (うち土地 0 百万円) (うち建物 1 百万円)	4 百万円 (うち土地 1 百万円) (うち建物 1 百万円)

③減損損失の認識に至った経緯

・榎列給油所・北阿万給油所

榎列給油所と北阿万給油所については、令和5年12月を以て営業を終了し、遊休資産となっているため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催し、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.38%上昇したものと想定した場合には、経済価値が123百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	178,603	178,529	△73
有価証券 其他有価証券	4,866	4,866	-
貸出金 貸倒引当金(*) 貸倒引当金控除後	23,249 △22 23,227	23,364	136
資 産 計	206,697	206,760	62
貯金	209,979	209,865	△113
負 債 計	209,979	209,865	△113

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

④ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,223 百万円
------	----------	------------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	178,603	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	300	100	300	300	300	3,800
貸出金(*1,2,3)	2,397	1,429	1,368	1,275	1,156	15,604
合 計	181,301	1,529	1,668	1,575	1,456	19,404

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く） 535 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債券等 0 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 17 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	198,353	3,698	6,768	85	1,028	45

貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額（削除）
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	293	294	1
	地方債	901	929	28
	社 債	800	813	13
	小 計	1,995	2,038	43
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	594	549	△44
	地方債	300	273	△26
	社 債	2,200	2,005	△194
	小 計	3,094	2,827	△266
合 計		5,089	4,866	△222

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	155
②退職給付費用	△15
③退職給付の支払額	△13
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金	45

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,726
②確定給付型年金制度の積立額	△1,681
③未積立退職給付債務 (①+②)	45
退職給付引当金	45

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	△15
②臨時に支払った割増退職金	—
③退職給付費用 (①+②)	△15

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は181百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	64
	賞与引当金	49
	J Aあわじ島 出荷応援助成金	21
	固定資産減損損失 （土地以外）	18
	退職給付引当金	12
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	3
	未払事業税	1
	その他有価証券評価差額金	61
	その他	4
	小 計	255
	評価性引当額	△133
	合 計	122
繰延税金負債	資産除去債務に対応して 計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		121

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.34
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.14
	事業分量配当金	△5.64
	住民税均等割	0.62
	評価性引当額の増減	0.38
	税額控除	△1.10
	未払法人税等の戻入	△2.34
	その他	△0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率		15.47

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	7 5 3	8 8 5
2 任意積立金取崩額	—	—
計	7 5 3	8 8 5
3 剰余金処分額	4 1 3	4 8 1
(1) 利益準備金	1 0 0	1 0 0
(2) 任意積立金	1 7 2	2 2 7
特別積立金	—	—
信用事業基盤強化積立金	—	—
施設整備積立金	1 0 0	1 0 0
合併記念事業積立金	—	7
農業経営安定積立金	7 2	1 2 0
災害対策積立金	—	—
農業振興積立金	—	—
(3) 出資配当金	7 5	7 6
普通出資に対する配当金	7 5	7 6
後配出資に対する配当金	—	—
(4) 事業分量配当金	6 5	7 7
4 次期繰越剰余金	3 3 9	4 0 4

(注)

- 普通出資に対する配当金及び後配出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
 - 普通出資に対する配当の割合 令和6年度 2.0% 令和5年度 2.0%
 - 後配出資に対する配当の割合 令和6年度 0% 令和5年度 0%
- 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和6年度 販売主要品目1kg当たり1円、トマト・果樹類1kg当たり1円、切花1ケース当たり100円
花苗販売金額の0.5%、米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円
枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共助会1頭当たり2,000円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円

令和5年度 販売主要品目1kg当たり1円、トマト・果樹類1kg当たり1円、切花1ケース当たり100円
花苗販売金額の0.5%、米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円
枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共助会1頭当たり2,000円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円
- 令和6年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金16百万円が含まれています。
令和5年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金16百万円が含まれています。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位:百万円)

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	- この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。 - 信用事業総利益が大幅(前年度比10%以上)に減少した場合に減少相当額を取り崩すことができる。	貯金残高の1,000分の5を目標として積立てる。	1,089
施設整備積立金	- この積立金は、建物の建替え、大規模な改修・修繕、新規取得・処分等の施設整備に要する資金を積み立てるものとする。 - 建替え・改修・修繕・新規取得・処分に伴う支出、減価償却費の大幅な増加、減損損失が発生した場合に限り理事会の決議により取り崩すことができる。	減価償却資産の取得価格の100分の20を目標として積立てる。(土地は除く)	1,644
合併記念事業積立金	- 合併記念事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積み立てるものとする。 - 実施事業年度に合併記念事業の経費相当額を取り崩す。	100	30
農業経営安定積立金	- 農産物価格の下落、災害による生産量の減少および、生産資材価格の著しい変動により生産者の経営に大きな影響がある場合等に備え、生産農家の再生産を可能にする経済的支援を行うために積み立てるものとする。 - 市場価格の著しい下落、災害による生産の大幅減少および、生産資材の価格高騰などに対して、生産農家へ経済的支援を行った場合に支援相当額を取り崩す。	1,000	927
災害対策積立金	- J Aおよび組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風、集中豪雨等の自然災害の発生および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。 - 政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合にJ A及び地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。	500	500
農業振興積立金	- 地域農業の維持・振興を図るために必要な資金を積み立てる。 - 担い手育成支援及び組合員営農施設の設置など地域農業の維持・振興を図るために理事会で定める支援策に基づく支出を行った場合にその相当額を取り崩すことができる。	500	23

※上記積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7年 7月15日

あわじ島農業協同組合

代表理事組合長 原口 和幸

6. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

7. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

VI 連結情報に連結キャッシュ・フロー計算書を掲載しております。

8. 部門別損益計算書 （令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,823	1,529	641	4,903	1,727	21	
事業費用 ②	6,196	376	64	4,112	1,596	45	
事業総利益③(①－②)	2,626	1,152	576	791	131	△24	
事業管理費 ④	2,488	743	475	918	183	167	
(うち減価償却費⑤)	(119)	(53)	(27)	(18)	(3)	(15)	
うち共通管理費 ⑥		183	92	157	28	24	△486
(うち減価償却費⑦)		(21)	(10)	(18)	(3)	(2)	(△ 55)
事業利益 ⑧(③－④)	137	409	100	△127	△52	△192	
事業外収益 ⑨	227	74	37	84	15	15	
うち共通分 ⑩		74	37	63	11	9	△197
事業外費用 ⑪	6	0	0	6	0	0	
うち共通分 ⑫		0	0	0	0	0	△0
経常利益 ⑬(⑧+⑨－⑪)	359	483	138	△48	△36	△176	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	20	7	3	6	1	0	
うち共通分 ⑰		6	3	5	1	0	△18
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭－⑯)	338	476	134	△54	△38	△177	
営農指導事業分配賦額 ⑲		10	5	160	1	△177	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	338	465	128	△215	△39		

※損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」とは一致しません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

（注1）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除く事業管理費割+事業総利益割)の平均値
- (2) 営農指導事業 農業関連事業の事業総利益割(共通管理費以外)+各事業総利益割(共通管理費)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は次のとおりです。(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	37.61	19.08	32.38	5.90	5.03	100.00
営 農 指 導 事 業	5.98	2.99	90.34	0.69		100.00

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (事業収益)	9,931	9,056	9,055	8,700	8,823
信用事業収益	1,645	1,563	1,562	1,506	1,529
共済事業収益	698	685	672	644	641
農業関連事業収益	5,954	5,202	5,230	4,956	4,903
その他事業収益	1,633	1,564	1,590	1,592	1,748
経常利益	730	291	437	398	359
当期剰余金	387	190	328	318	277
出資金 (出資口数)	3,924 (3,924,478)	3,900 (3,900,389)	3,878 (3,878,981)	3,859 (3,859,235)	3,825 (3,825,302)
純資産額	17,548	17,510	17,512	17,537	17,216
総資産額	236,985	235,374	234,848	230,390	228,944
貯金等残高	214,823	214,558	214,185	209,979	208,548
貸出金残高	23,757	24,119	23,297	23,249	23,820
有価証券残高	3,127	3,469	3,993	4,866	5,954
剰余金配当金額	159	159	150	153	141
出資配当額	77	76	76	76	75
事業分量配当額	82	82	73	77	65
職員数	328	321	330	305	303
単体自己資本比率	19.26	19.31	19.39	19.73	20.71

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」
(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	1,259	1,312	△53
役務取引等収支	34	30	4
その他信用事業収支	△141	△142	1
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,293 (0.62)	1,342 (0.63)	△49 (△0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,870 (1.23)	2,872 (1.23)	△2 (0.01)
事業純益	379	520	△141
実質事業純益	381	520	△139
コア事業純益	382	520	△138
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	382	520	△138

(注)

1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）
＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	207,861	1,435	0.69	209,595	1,412	0.67
うち預金	178,237	1,120	0.62	181,259	1,114	0.61
うち有価証券	6,068	70	1.15	4,546	50	1.11
うち貸出金	23,555	245	1.04	23,789	247	1.04
資金調達勘定	210,161	174	0.08	211,977	98	0.04
うち貯金・定期積金	210,160	174	0.08	211,972	98	0.04
うち借入金	1	0	1.09	4	0	1.31
総資金利ざや	—	—	0.25	—	—	0.28

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受 取 利 息	23	△63
うち預金	6	△62
うち有価証券	19	7
うち貸出金	△2	△8
支 払 利 息	76	△1
うち貯金・定期積金	76	△1
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	△0
差 引	△52	△61

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

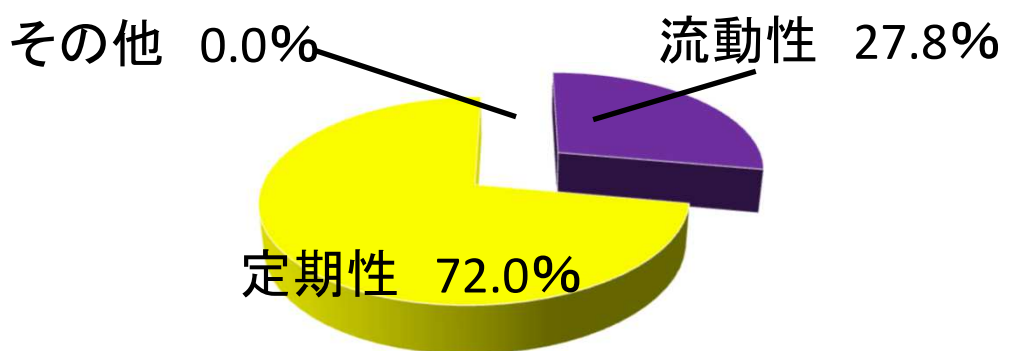
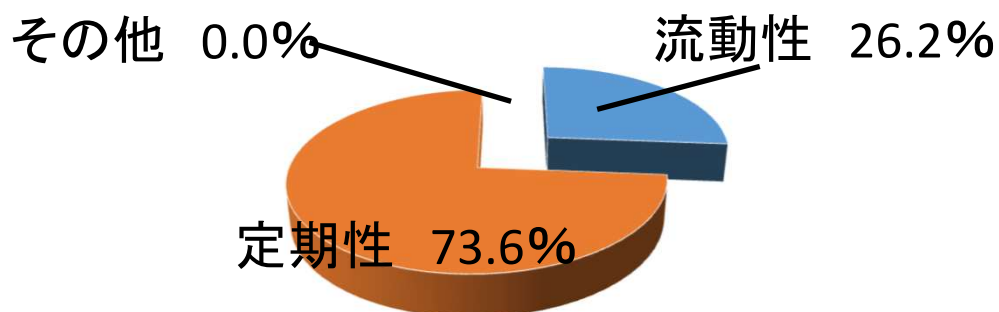
(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和5年度		増 減
流 動 性 貯 金	58,526	(27.8)	55,686	(26.2)	2,839
定 期 性 貯 金	151,520	(72.0)	156,173	(73.6)	△ 4,653
そ の 他 の 貯 金	109	(0.0)	103	(0.0)	5
計	210,155	(100.0)	211,964	(100.0)	△ 1,808
譲 渡 性 貯 金	—	(0.0)	—	(0.0)	0
合 計	210,155	(100.0)	211,964	(100.0)	△ 1,808

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。



② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和5年度		増 減
定期貯金	147,111	(100.0)	151,560	(100.0)	△ 4,449
うち固定金利定期	147,103	(99.9)	151,547	(99.9)	△ 4,443
うち変動金利定期	8	(0.0)	13	(0.0)	△ 5

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

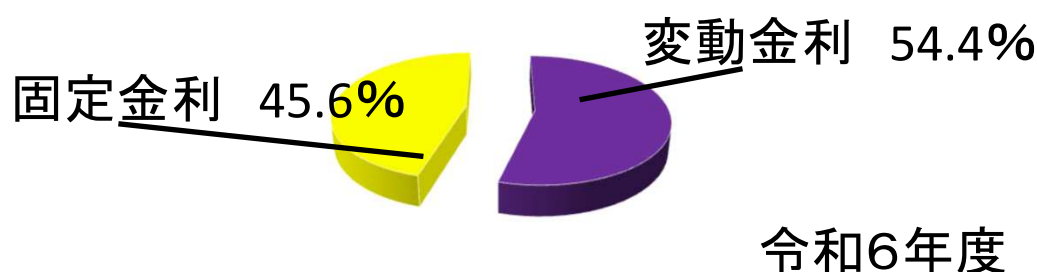
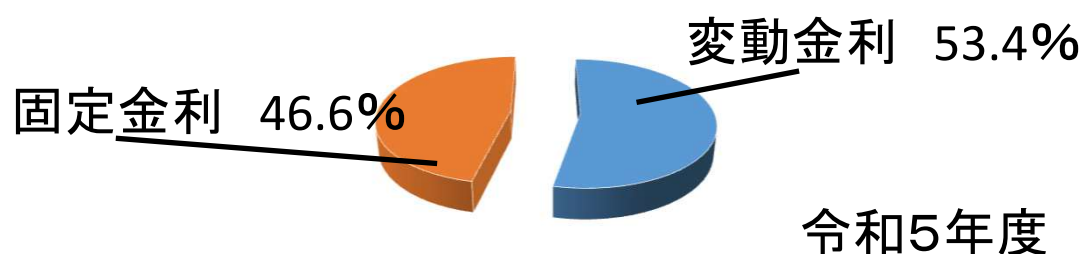
種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
手 形 貸 付	271	326	△ 54
証 書 貸 付	22,802	22,914	△ 112
当 座 貸 越	484	554	△ 70
割 引 手 形	—	—	—
合 計	23,558	23,795	△ 237

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	10,671 (45.6)	10,573 (46.6)	97
変 動 金 利 貸 出	12,721 (54.4)	12,139 (53.4)	582
合 計	23,392 (100.0)	22,712 (100.0)	679

(注) () 内は構成比です。



③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	408	495	△ 87
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	1	△ 1
小 計	408	497	△ 89
農業信用基金協会保証	17,363	16,819	544
その他保証	1,327	1,391	△ 63
小 計	18,690	18,210	480
信用	4,721	4,542	179
合 計	23,820	23,249	570

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
設 備 資 金	22,257 (93.4)	21,500 (92.5)	757
運 転 資 金	1,563 (6.6)	1,749 (7.5)	△ 186
合 計	23,820 (100.0)	23,249 (100.0)	570

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
農業	2,708 (11.3)	2,780 (11.9)	△ 72
林業	19 (0.0)	20 (0.0)	△ 1
水産業	272 (1.1)	284 (1.2)	△ 12
製造業	2,930 (12.3)	2,980 (12.8)	△ 50
鉱業	34 (0.1)	36 (0.1)	△ 2
建設・不動産業	2,006 (8.3)	2,036 (8.7)	△ 30
電気・ガス・熱供給・水道業	620 (2.6)	652 (2.8)	△ 32
運輸・通信業	807 (3.3)	769 (3.3)	38
金融・保険業	244 (1.0)	237 (1.0)	7
卸売・小売・サービス業・飲食業	5,250 (21.9)	5,011 (21.5)	239
地方公共団体	4,559 (19.1)	4,302 (18.5)	256
非営利法人	— (0.0)	— (0.0)	—
その他	4,364 (18.3)	4,136 (17.7)	228
合 計	23,820 (100.0)	23,249 (100.0)	570

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
農業	1,525	1,330	195
穀作	1	4	△ 3
野菜・園芸	945	1,018	△ 72
果樹・樹園農業	24	11	13
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	107	93	14
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	445	203	242
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,525	1,330	195

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
プロパー資金	448	434	13
農業制度資金	1,076	895	181
農業近代化資金	1,003	801	202
その他制度資金	73	93	△ 20
合 計	1,525	1,330	195

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	△ 0
その他	—	0	△ 0
合 計	0	1	△ 0

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	27	－	27	－	27
	5年度	41	－	41	－	41
危険債権	6年度	198	50	147	－	198
	5年度	200	53	131	4	189
要管理債権	6年度	－	－	－	－	－
	5年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	6年度	－	－	－	－
		5年度	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	6年度	－	－	－	－
		5年度	－	－	－	－
小 計	6年度	225	50	175	－	225
	5年度	241	53	172	4	230
正常債権	6年度	23,604				
	5年度	23,019				
合計	6年度	23,829				
	5年度	23,260				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和先債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	20	—	18	20	20	18	—	20	18
個別貸倒引当金	16	8	0	15	8	23	16	0	23	16
合 計	35	28	0	34	28	43	35	0	43	35

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	40	205	40	207
	金 額	23,557	38,303	24,608	38,122
代金取立為替	件 数	—	0	0	0
	金 額	—	0	9	0
雑為替	件 数	0	0	1	1
	金 額	508	7,091	619	5671
合 計	件 数	41	207	41	209
	金 額	24,066	45,394	25,238	43,794

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
国 債	1,300	601	699
地 方 債	1,211	1,207	4
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	3,556	2,737	819
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	6,068	4,546	1,522

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超3年 以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	97	1,511	—	1,609
地 方 債	303	—	—	—	485	242	—	1,031
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	100	290	299	279	1,409	935	—	3,313
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	—	844	—	844
地 方 債	303	310	—	—	—	588	—	1,202
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	101	610	94	978	1,034	—	2,818
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[其他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和5年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	400	403	3	1,995	2,038	43
	国債	—	—	—	293	294	1
	地方債	300	303	2	901	929	28
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	0	800	813	13
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	400	403	3	1,995	2,038	43
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	6,186	5,550	△ 635	3,094	2,827	△ 266
	国債	1,786	1,609	△ 176	594	549	△ 44
	地方債	799	727	△ 72	300	273	△ 26
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,600	3,213	△ 386	2,200	2,005	△ 194
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	6,186	5,550	△ 635	3,094	2,827	△ 266
合計		6,586	5,954	△ 632	5,089	4,866	△ 222

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位:件、百万円)

種 類		令和6年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	12,170	100,091	12,109	105,934
	定期生命共済	197	1,918	181	1,784
	養老生命共済	4,607	21,089	5,037	24,923
	うち、こども共済	3,305	8,590	3,430	9,098
	医療共済	7,640	735	7,684	790
	がん共済	1,845	442	1,869	456
	定期医療共済	142	405	169	508
	介護共済	2,017	4,688	1,977	4,302
	認知症共済	25		24	
	生活障害共済	822		849	
	特定重度疾病共済	1,063		977	
	年金共済	7,117	50	7,245	85
建物更生共済		13,126	205,034	13,367	204,313
合 計		50,771	334,455	51,488	343,099

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	—	24	—	27
	7,640	505	7,684	420
がん共済	1,845	10	1,869	11
定期医療共済	142	0	169	0
合 計	—	35	—	39
	9,627	505	9,722	420

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	2,017	5,922	1,977	5,458
認知症共済	25	44	24	43
生活障害共済(一時金型)	696	5,796	718	6,091
生活障害共済(定期年金型)	126	111	131	118
特定重度疾病共済	1,063	2,253	977	2,065

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	4,782	2,608	4,937	2,682
年金開始後	2,335	1,188	2,308	1,180
合 計	7,117	3,797	7,245	3,863

(注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	982	14,511	10	1,004	14,630	10
自動車共済	15,880		583	15,686		576
傷害共済	15,284	45,534	18	14,933	44,734	19
団体定期生命	—	—	—	—	—	—
定額定期生命	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	156		0	145		0
自賠責共済	6,730		111	6,580		108
合 計	39,032		724	38,348		715

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.15	0.17	△ 0.02
資本経常利益率	2.03	2.27	△ 0.24
総資産当期純利益率	0.11	0.13	△ 0.02
資本当期純利益率	1.57	1.81	△ 0.24

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
貯貸率	期 末	11.42	11.07	0.35
	期中平均	11.20	11.22	△ 0.02
貯証率	期 末	2.85	2.31	0.54
	期中平均	2.88	2.14	0.74

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	17,707	17,607
うち、出資金及び資本準備金の額	3,867	3,900
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,997	13,873
うち、外部流出予定額 (△)	141	153
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15	△ 13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	18
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	18
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,728	17,625
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	12	14
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	12	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目		令和6年度	令和5年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		12	14
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		17,716	17,611
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		83,084	83,780
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			—
うち、上記以外に該当するものの額			—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	
勘定間の振替分		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,448	5,450
信用リスク・アセット調整額			—
フロア調整額		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		85,533	89,230
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		20.71%	19.73%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては、標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
	現金	364	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	889	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	5,507	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	178,606	35,721	1,428
	法人等向け	2,626	1,244	49
	中小企業等向け及び個人向け	1,974	1,010	40
	抵当権付住宅ローン	47	16	0
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	66	62	2
	取立未済手形	69	13	0
	信用保証協会等保証付	16,753	1,639	65
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	497	497	19
	（うち出資等のエクスポージャー）	(497)	(497)	(19)
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	22,829	43,533	1,741
	（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	(13,726)	(34,316)	(1,372)
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	(126)	(317)	(12)
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	(8,976)	(8,899)	(355)
	証券化	—	—	—
	（うちS T C要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—

(単位:百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	230,634	83,780	3,351
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		230,634	83,780	3,351
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己 資本額
		A		B=A×4%
		5,450		218
所要自己資本額計		リスク・アセット等 （分母）計		所要自己 資本額
		A		B=A×4%
		89,230		3,569

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

÷8%

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位:百万円)

		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
	現金	378	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,789	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	5,662	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,694	35,144	1,405
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,309	1,323	52
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	806	238	9
	（うちトラザクター向け）	9	4	0
	不動産関連向け	1,139	850	34
	（うち自己居住用不動産等向け）	1,139	850	34
	（うち賃借不動産向け）	—	—	—
	（うち専業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	85	59	2
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	37	7	0
	信用保証協会等による保証付	17,312	1,693	67
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	株式等	499	499	19
	上記以外	22,505	43,228	1,729
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	13,726	34,316	1,372
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	128	321	12
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,650	8,589	343
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—

(単位:百万円)

令和6年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルクスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	229,620	83,084	3,323
CVARリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	229,620	83,084	3,323
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 B=A×4%
	—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 A		所要自己資本額 B=A×4%
	2,448		97
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 A		所要自己資本額 B=A×4%
	85,533		3,421

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	2,448
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	97
B I	1,632
B I C	195

- (注)
- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 - オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		令和6年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	90	90	—	—	—	78	78	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,002	—	1,002	—	—	802	—	802	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	100	—	100	—	—	100	—	100	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,704	—	1,704	—	—	1,202	—	1,202	—	—
	運輸・通信業	315	9	300	—	5	300	—	300	—	—
	金融・保険業	189,965	—	600	—	—	179,164	—	600	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	45	43	—	—	1	48	48	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	7,451	4,559	2,892	—	—	6,397	4,302	2,094	—	—
	上記以外	758	259	—	—	—	14,233	9	—	—	—
	個人	18,920	18,894	—	—	77	18,857	18,820	—	—	66
	その他	9,264	—	—	—	—	9,447	—	—	—	—
業種別残高計		229,620	23,856	6,601	—	85	230,634	23,260	5,100	—	66
残存期間別	1年以下	176,304	566	100	—	—	179,599	732	302	—	—
	1年超3年以下	1,165	562	602	—	—	887	485	401	—	—
	3年超5年以下	1,056	756	300	—	—	1,544	943	600	—	—
	5年超7年以下	950	649	300	—	—	732	632	100	—	—
	7年超10年以下	3,671	1,565	2,106	—	—	1,854	852	1,002	—	—
	10年超	22,667	19,475	3,192	—	—	21,966	19,273	2,692	—	—
	期限の定めのないもの	23,803	280	—	—	—	24,049	341	—	—	—
残存期間別残高計		229,620	23,856	6,601	—	—	230,634	23,260	5,100	—	—

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する
- 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分		令和6年度						令和5年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		18	20	—	18	20		20	18	—	20	18	
個別貸倒引当金		16	8	0	15	8		23	16	—	23	16	
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		16	5	0	15	5	—	22	16	—	23	16	—
業 種 別 計		16	8	0	15	8	—	23	16	—	23	16	—

(注)

1. 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	378	—	378	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,789	—	1,789	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,662	—	5,662	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	175,694	—	175,694	—	35,144	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,309	—	3,309	—	1,323	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	780	235	438	26	238	51
（うちトランザクター向け）	45	—	97	—	9	4	45
不動産関連向け	20~150	1,139	—	1,133	—	850	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1,139	—	1,133	—	850	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	76	1	67	0	59	88
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未決済手形	20	37	—	37	—	7	20
信用保証協会等による保証付	0~10	17,312	—	16,930	—	1,693	10
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	499	—	499	—	499	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	22,505	—	22,505	—	43,228	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	13,726	—	13,726	—	34,316	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	128	—	128	—	321	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	8,650	—	8,650	—	8,589	99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					83,084	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

④ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,789	—	—	—	—	—	1,789						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	5,662	—	—	—	—	—	—	5,662					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	400	—	—	—	—	—	400					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,668	—	26	—	—	—	—	—	175,694				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,103	2,206	—	—	—	—	—	—	—	3,309			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	499	—	—	—	499						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	9	215	35	204	465								
（うちトランザクター向け）	9	—	—	—	9								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,133	—	1,133
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—					
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちＡＤＣ向け）	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10	0	35	21	67								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	378	—	—	—	—	378							
取立未決済手形	—	—	37	—	—	37							
信用保証協会等による保証付	—	16,927	0	0	2	16,930							
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位:百万円)

		令和5年度					
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	7,711	7,711			
	リスク・ウェイト2%	—	—	—			
	リスク・ウェイト4%	—	—	—			
	リスク・ウェイト10%	—	16,799	16,799			
	リスク・ウェイト20%	200	178,847	179,048			
	リスク・ウェイト35%	—	47	47			
	リスク・ウェイト50%	2,406	23	2,429			
	リスク・ウェイト75%	—	1,306	1,306			
	リスク・ウェイト100%	—	9,398	9,398			
	リスク・ウェイト150%	—	38	38			
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%	—	13,853	13,853			
	その他	—	—	—			
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—			
計		2,606	228,027	230,634			

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	202,912	—	—	202,186
40%～70%	2,245	97	10	2,254
75%	1,344	129	13	1,348
80%	—	—	—	—
85%	6	—	—	6
90%～100%	36	0	10	36
105%～130%	—	—	—	—
150%	35	1	10	35
250%	499	—	—	499
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	8	10	1
合計	207,079	237	11	206,368

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポート・ウエイトに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポート・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポート・ウエイトの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・ウエイトのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポート・ウエイトについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・ウエイトのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート・ウエイト額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ウエイトの額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度			適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ			
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	17	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	51	171	—	—	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央精算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	76	—	—	—	—	—
合 計	145	171	—	—	—	—

(注)

- 「エクスポート・ウエイト」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート・ウエイト及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポート・ウエイトのことです。
- 「証券化」（証券化エクスポート・ウエイト）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポート・ウエイトに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポート・ウエイトのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	47	148	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃借用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	20	1	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	60	—	—
合計	127	149	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続きの概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P16「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、国債等の安全な有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている。系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	14,225	14,225	14,223	14,223
合計	14,225	14,225	14,223	14,223

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位: 百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位: 百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位: 百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

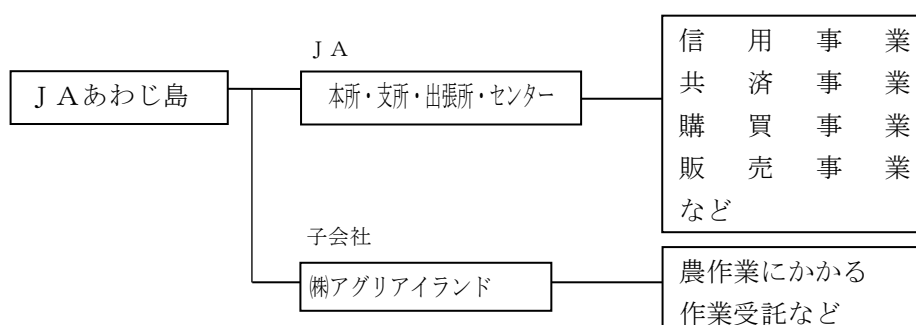
② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方平行シフト	106	192	0	0
2	下方平行シフト	0	0	244	51
3	スティープ化	827	755		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	479	216		
7	最大値	827	755	244	51
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	17,716		17,611	

1. グループの概況

ＪＡあわじ島のグループは、当ＪＡ、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社１社で構成されています。



(単位：百万円、%)

名 称	株式会社 アグリアイランド
主たる営業所又は事務所の所在地	南あわじ市市三条860番地の1
事業の内容	農作業にかかる作業受託など
設立年月日	平成17年6月7日
資本金又は出資金	20百万円
当JAの議決権比率	100%
他の子会社等の議決権比率	100%

◇ 連結事業の概況

令和6年度の当J Aの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 362 百万円、連結当期剰余金 280 百万円、連結純資産 17,247 百万円、連結総資産 228,936 百万円で、連結自己資本比率は 20.74%となりました。

株式会社 アグリア일랜드

令和6年度は、J Aあわじ島と連携し、農作業請負事業等で254百万円の取扱いを行いました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業収益	9,975	9,141	9,151	8,788	8,918
信用事業収益	1,645	1,563	1,562	1,506	1,529
共済事業収益	697	685	672	644	640
農業関連事業収益	5,998	5,288	5,326	5,044	4,999
その他事業収益	1,633	1,605	1,590	1,592	1,748
連結経常利益	722	289	450	394	362
連結当期剰余金	380	189	339	313	280
連結純資産額	17,571	17,532	17,543	17,564	17,247
連結総資産額	236,988	235,366	234,840	230,387	228,936
連結自己資本比率	19.25	19.31	19.44	19.74	20.74

(注)

1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
2. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております

(5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	206,969	208,166
(1) 現金及び預金	176,031	178,968
(2) 有価証券	5,954	4,866
(3) 貸出金	23,820	23,249
(4) その他の信用事業資産	1,183	1,103
(5) 貸倒引当金	△ 20	△ 22
2 共済事業資産	1	4
3 経済事業資産	2,247	2,346
(1) 受取手形及び経済事業未収金	594	618
(2) 棚卸資産	503	611
(3) その他の経済事業資産	1,158	1,129
(4) 貸倒引当金	△ 8	△ 12
4 雑資産	268	322
5 固定資産	5,120	5,221
(1) 有形固定資産	5,103	5,201
建物	5,772	5,736
機械装置	2,650	2,659
土地	2,626	2,619
その他の有形固定資産	1,775	1,733
減価償却累計額	△ 7,720	△ 7,548
(2) 無形固定資産	16	19
6 外部出資	14,205	14,203
(1) 外部出資	14,205	14,203
7 繰延税金資産	124	121
資産の部合計	228,936	230,387

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	209,031	210,452
(1) 貯金	208,498	209,941
(2) 借入金	0	1
(3) その他の信用事業負債	533	508
2 共済事業負債	484	466
(1) 共済資金	190	166
(2) その他の共済事業負債	294	299
3 経済事業負債	1,515	1,315
(1) 支払手形及び経済事業未払金	748	572
(2) その他の経済事業負債	766	742
4 雑負債	361	350
5 諸引当金	296	237
(1) 賞与引当金	180	180
(2) 退職給付に係る負債	103	45
(3) 役員退職慰労引当金	12	12
負債の部合計	211,689	212,822
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	17,879	17,787
(1) 出資金	3,825	3,859
(2) 資本剰余金	41	41
(3) 利益剰余金	14,027	13,900
(4) 処分未済持分	△ 15	△ 13
2 評価・換算差額等	△ 632	△ 222
(1) その他有価証券評価差額金	△ 632	△ 222
純資産の部合計	17,247	17,564
負債及び純資産の部合計	228,936	230,387

(6)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(令和6年4月1日～令和7年3月31日)	(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
1 事業総利益	2,684	2,669
(1) 信用事業収益	1,529	1,506
資金運用収益	1,435	1,412
(うち預金利息)	(970)	(960)
(うち有価証券利息)	(70)	(50)
(うち貸出金利息)	(245)	(247)
(うちその他受入利息)	(149)	(153)
役務取引等収益	37	32
その他経常収益	56	61
(2) 信用事業費用	376	305
資金調達費用	176	99
(うち貯金利息)	(174)	(97)
(うち給付補填備金繰入)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(1)	(1)
役務取引等費用	2	2
その他事業直接費用	0	—
その他経常費用	197	203
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△ 2)	(△ 10)
信用事業総利益	1,152	1,200
(3) 共済事業収益	640	644
共済付加収入	606	617
その他の収益	34	26
(4) 共済事業費用	64	61
共済推進費及び共済保全費	48	46
その他の費用	15	15
共済事業総利益	576	582
(5) 購買事業収益	4,759	4,666
購買品供給高	4,645	4,558
購買手数料	6	5
その他の収益	107	103
(6) 購買事業費用	4,250	4,154
購買品供給原価	4,105	4,009
購買供給費	28	27
その他の費用	116	117
購買事業総利益	509	512
(7) 販売事業収益	1,079	1,009
買取販売品販売高	346	340
販売手数料	224	183
販売収益	497	473
その他の収益	11	11
(8) 販売事業費用	758	765
買取販売品販売原価	217	236
販売費	525	514
その他の費用	14	14
販売事業総利益	321	244
(9) その他事業収益	909	960
(10) その他事業費用	784	830
その他事業総利益	124	130

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)
2 事業管理費	2,542	2,400
(1) 人件費	2,024	1,883
(2) その他事業管理費	518	516
事業利益	141	269
3 事業外収益	227	208
(1) 受取雑利息	3	4
(2) 受取出資配当金	173	168
(3) その他の事業外収益	50	35
4 事業外費用	6	83
(1) 支払雑利息	1	1
(2) その他の事業外費用	4	82
経常利益	362	394
5 特別利益	—	1
(1) 固定資産処分益	—	0
(2) 一般補助金	—	1
(3) その他の特別利益	—	0
6 特別損失	20	23
(1) 固定資産処分損	20	14
(2) 固定資産圧縮損	—	1
(3) 減損損失	—	7
(4) その他の特別損失	—	0
税金等調整前当期利益	342	372
法人税・住民税及び事業税	65	17
法人税等調整額	△2	40
法人税等合計	62	58
当期剰余金	280	313

(7) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	41	41
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	41	41
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	13,900	13,737
2 利益剰余金増加高	280	313
当期剰余金	280	313
3 利益剰余金減少高	153	150
配当金	153	150
4 利益剰余金期末残高	14,027	13,900

(8)連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)	(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	342	372
減価償却費	336	343
減損損失	-	7
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 6	△ 8
賞与引当金の増減額(△は減少)	0	△ 3
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	58	△ 110
その他引当金等の増減額(△は減少)	0	△ 7
信用事業資金運用収益	△ 1,286	△ 1,259
信用事業資金調達費用	174	98
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 176	△ 173
支払雑利息	1	1
有価証券関係損益(△は益)	0	0
固定資産処分損益(△は益)	20	14
外部出資関係損益(△は益)	-	-
その他	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 570	47
預金の純増(△)減	3,600	7,300
貯金の純増減(△)	△ 1,443	△ 4,198
信用事業借入金の純増減(△)	△ 1	△ 6
その他の信用事業資産の純増減(△)	△ 67	△ 6
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 14	105
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	23	△ 87
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 5	3
その他の共済事業資産の純増減(△)	2	4
その他の共済事業負債の純増減(△)	△ 0	△ 2
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	24	△ 48
経済受託債権の純増減(△)	△ 114	△ 34
棚卸資産の純増(△)減	108	△ 124
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	176	△ 65
経済受託債務の純増減(△)	76	39
その他の経済事業資産の純増減(△)	85	38
その他の経済事業負債の純増減(△)	△ 52	△ 73
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	54	△ 15
その他の負債の純増減(△)	△ 41	10
未払消費税等の増減(△)額	35	△ 28
信用事業資金運用による収入	1,273	1,291
信用事業資金調達による支出	△ 135	△ 96
事業分量配当金の支払額	△ 77	△ 73
小 計	2,403	3,256
雑利息及び出資配当金の受取額	176	173
雑利息の支払額	△ 1	△ 1
法人税等の支払額	△ 47	△ 74
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,531	3,353

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)	(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,797	△ 1,293
有価証券の売却による収入	—	—
有価証券の償還による収入	300	300
補助金の受入れ等による収入	—	1
固定資産の取得による支出	△ 207	△ 187
固定資産の処分による支出	△ 19	△ 12
固定資産の売却による収入	△ 28	△ 24
外部出資の取得による支出	△ 2	△ 292
外部出資の売却等による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,755	△ 1,508
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	124	170
出資の払戻しによる支出	△ 161	△ 187
持分の取得による支出	△ 13	△ 10
持分の譲渡による収入	13	10
出資配当金の支払額	△ 76	△ 76
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 113	△ 93
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	663	1,751
5 現金及び現金同等物の期首残高	2,364	613
6 現金及び現金同等物の期末残高	3,028	2,364

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	令和6年度	令和5年度
現金および預金勘定	176,031	178,968
別段預金及び定期性預金	△ 173,003	△ 176,603
現金および現金同等物	3,028	2,364

3. 注 記 表

令和 6 年度注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
1. 連結される子会社・子法人等…………… 1 社
(株)アグリアイランド
 2. 非連結子会社・子法人等……………該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
1. 持分法適用の関連法人等……………該当ありません
 2. 持分法非適用の関連法人等…………… 1 社
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
- 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間
- 該当する事項ありません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
- 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - A 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
 - イ その他有価証券
 - ・時価のあるもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 ・ 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5 年間で均等償却しています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「〇」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 124 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,191
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,925

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません

子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27
危 険 債 権	198
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	225

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 該当ありません |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 該当ありません |

6. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.51%上昇したものと想定した場合には、経済価値が51百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	178,603	178,529	△73
有価証券			
その他有価証券	4,866	4,866	-
貸出金	23,249		
貸倒引当金(*)	△22		
貸倒引当金控除後	23,227	23,364	136
資 産 計	206,697	206,760	62
貯金	208,498	207,901	△596
負 債 計	208,498	207,901	△596

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わ

る金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,205 百万円
------	----------	------------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	175,653	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	100	300	300	300	-	5,600
貸出金(*1,2)	2,190	1,493	1,423	1,317	1,220	16,159
合 計	177,943	1,793	1,723	1,617	1,220	21,759

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 427 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 15 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	188,044	6,884	12,272	943	306	46

貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	-	-
	地方債	300	303
	社 債	100	100
	小 計	400	403
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	1,786	1,609
	地方債	799	727
	社 債	3,600	3,213
	小 計	6,186	5,550
合 計	6,586	5,954	△632

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	45
②退職給付費用	151
③退職給付の支払額	△11
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金	103

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,705
②確定給付型年金制度の積立額	△1,602
③未積立退職給付債務 (①+②)	103
退職給付引当金	103

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	151
②臨時に支払った割増退職金	—
③退職給付費用 (①+②)	151

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は157百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	66
	賞与引当金	49
	固定資産減損損失（土地以外）	17
	退職給付引当金	28
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	3
	未払事業税	4
	その他有価証券評価差額金	178
	その他	10
	小 計	376
	評価性引当額	△251
	合 計	124
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		124

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：％)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.02
	事業分量配当金	△5.30
	住民税均等割	0.69
	評価性引当額の増減	0.56
	税額控除	△1.31
	その他	0.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.22

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.46％から 28.17％に変更されますが、その影響は軽微です。

(4) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産

(単位：百万円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	繰越欠損金	3
	評価性引当金	△3

(注) 3百万円＝減算一時差異等 13百万円 × 実効税率 27.46 %

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

現金および預金勘定	176,031
別段預金および定期性預金	173,003
現金および現金同等物	3,028

12. その他の注記

該当ありません。

令和 5 年度注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社・子法人等…………… 1 社
(株)アグリアイランド
2. 非連結子会社・子法人等……………該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の関連法人等……………該当ありません
2. 持分法非適用の関連法人等…………… 1 社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当する事項ありません。

(6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 （ 肥 料 、 農 薬 等 の 単 品 ・ 数 量 管 理 品 ）	総平均法に基づく原価法
購 買 品 （ 農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品 ）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具・自動車・住宅設備等の売価管理品）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想

損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・施設センター・予冷センターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。

また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

（７）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 121 百万円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和4年6月に決議した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 7 百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては令和4年6月に決議した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	533
機 械 装 置	1,192
土 地	168
そ の 他 有 形 固 定 資 産	31
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,926

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません

子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	41
危 険 債 権	200
三 月 以 上 延 滞 債 権	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	－
合 計	241

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 該当ありません

(2) 子会社等との取引による費用総額 該当ありません

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所と密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュ・フロー生成に寄与していると考えため、支所グループとして区分しています。また、本店のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター及び畜産事業所については J A 全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場所	榎列給油所	北阿万給油所
用途	遊休資産	遊休資産
種類	土地・建物ほか	土地・建物ほか
その他	令和 5 年 1 2 月閉鎖。 遊休資産のため	令和 5 年 1 2 月閉鎖。 遊休資産のため

金額	3 百万円	4 百万円
	(うち土地 0 百万円)	(うち土地 1 百万円)
	(うち建物 1 百万円)	(うち建物 1 百万円)

③減損損失の認識に至った経緯

・榎列給油所・北阿万給油所

榎列給油所と北阿万給油所については、令和5年12月を以て営業を終了し、遊休資産となっているため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.38%上昇したものと想定した場合には、経済価値が123百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：百万円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	178,603	178,529	△73
有価証券			
その他有価証券	4,866	4,866	-
貸出金	23,249		
貸倒引当金(*)	△22		
貸倒引当金控除後	23,227	23,364	136
資 産 計	206,697	206,760	62
貯金	209,941	214,579	△113
負 債 計	209,941	214,579	△113

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	14,203百万円
------	----------	-----------

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	178,603	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	300	100	300	300	300	3,800
貸出金(*1, 2, 3)	2,397	1,429	1,368	1,275	1,156	15,604
合 計	181,301	1,529	1,668	1,575	1,456	19,404

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)535百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債券等426千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件17百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	198,315	3,698	6,768	85	1,028	45

貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	293	294
	地方債	901	929
	社 債	800	813
	小 計	1,995	2,038
貸借対照表計上額が取得原価又 は償却原価を超えないもの	国 債	594	549
	地方債	300	273
	社 債	2,200	2,005
	小 計	3,094	2,827
合 計	5,089	4,866	△222

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱UFJ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。確定給付型年金制度には退職給付信託が設定されています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	155
②退職給付費用	△15
③退職給付の支払額	△13
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金	45

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,726
②確定給付型年金制度の積立額	△1,681
③未積立退職給付債務 (①+②)	45
退職給付引当金	450

(4) 退職給付に関連する損益 (単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	△15
②臨時に支払った割増退職金	—
③退職給付費用 (①+②)	△15

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金0百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は181百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失（土地）	64
	賞与引当金	49
	J Aあわじ島 出荷応援助成金	21
	固定資産減損損失 （土地以外）	18
	退職給付引当金	12
	資産除去債務	9
	賞与引当金未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	3
	未払事業税	1
	その他有価証券評価差額金	61
	その他	4
	小 計	255
	評価性引当額	△133
	合 計	122
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計 上した固定資産	△0
	その他	△0
	合 計	△0
繰延税金資産の純額		121

(2) 法定実効税率と法人税の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.34
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.14
	事業分量配当金	△5.64
	住民税均等割	0.62
	評価性引当額の増減	0.38
	税額控除	△1.10
	未払法人税等の戻入	△2.34
	その他	△0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率		15.47

(3) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産

(単位：百万円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	繰越欠損金	5
	評価性引当金	△5

(注) 5百万円＝減算一時差異等 19百万円 × 実効税率 27.46 %

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(百万円)

現金および預金勘定	178,968
別段預金および定期性預金	176,603
現金および現金同等物	2,364

12. その他の注記

該当ありません。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	27	41	△ 14
危険債権額	198	200	△ 2
要管理債権額	-	-	-
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	-	-	-
合計 (A)	225	241	△ 16
うち担保・保証付債権額 (B)	225	230	△ 5
担保・保証控除後債権額 (C)	225	225	0
個別計上貸倒引当金残高 (D)	-	4	△ 4
差引額 (E) = (C) - (D)	225	221	4
一般計上貸倒引当金残高	20	18	2
正常債権額	23,604	23,019	585

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和6年度	令和5年度
信 用 事 業	事業収益	1,529	1,506
	経常利益	483	555
	資産の額	206,969	208,166
共 済 事 業	事業収益	640	644
	経常利益	137	157
	資産の額	1	4
農 業 関 連 事 業	事業収益	4,999	5,044
	経常利益	△ 44	△ 116
	資産の額	2,247	2,346
そ の 他 事 業	事業収益	1,748	1,592
	経常利益	△ 213	△ 202
	資産の額	19,718	19,869
計	事業収益	8,918	8,788
	経常利益	362	394
	資産の額	228,936	230,387

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況と連結自己資本の額

令和7年3月末における連結自己資本比率は20.74%、連結自己資本の額は17,746百万円となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	3,814百万円（前年度3,840百万円）
配当率又は利率	出資配当は年2.0%の割合です。

○ 後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	10百万円（前年度19百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は0%です。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,737	17,634
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,867	3,900
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	14,027	13,900
うち、外部流出予定額 (△)	141	153
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15	△ 13
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	18
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	18
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,758	17,653
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12	14
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

(単位:百万円、%)

項 目		令和6年度	令和5年度
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		12	14
自己資本			
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)		17,746	17,638
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		83,076	83,776
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
	うち、上記以外に該当するものの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	
勘定間の振替分		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		2,448	5,543
信用リスク・アセット調整額			—
フロア調整額		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		85,525	89,320
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)		20.74%	19.74%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度					
		エクスポ ージャーの期 末残高	リスク・ アセット額 A	所要自己 資本額 B=A×4%	エクスポ ージャーの期 末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金		364	—	—			
我が国の中央政府及び中央銀行向け		889	—	—			
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—			
国際決済銀行等向け		—	—	—			
我が国の地方公共団体向け		5,507	—	—			
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—			
国際開発銀行向け		—	—	—			
地方公共団体金融機構向け		400	40	1			
我が国の政府関係機関向け		—	—	—			
地方三公社向け		—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		178,606	35,721	1,428			
法人等向け		2,626	1,244	49			
中小企業等向け及び個人向け		1,974	1,010	40			
抵当権付住宅ローン		47	16	0			
不動産取得等事業向け		—	—	—			
三月以上延滞等		66	62	2			
取立未済手形		69	13	0			
信用保証協会等保証付		16,753	1,639	65			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—			
共済約款貸付		—	—	—			
出資等		477	477	19			
(うち出資等のエクスポージャー)		(477)	(477)	(19)			
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—			
上記以外		22,846	43,549	1,741			
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		(13,726)	(34,316)	(1,372)			
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		(126)	(317)	(12)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—			
(うち上記以外のエクスポージャー)		(8,992)	(8,915)	(356)			
証券化		—	—	—			
(うちS T C要件適用分)		—	—	—			
(うち非S T C適用分)		—	—	—			

(単位:百万円)

			令和5年度					
信用リスク・アセット			エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $B=A \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	再証券化		—	—	—			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—			
	(うちルックスルー方式)		—	—	—			
	(うちマンドート方式)		—	—	—			
	(うち蓋然性方式250%)		—	—	—			
	(うち蓋然性方式400%)		—	—	—			
	(うちフォールバック方式)		—	—	—			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		230,631	83,776	3,351			
CVAリスク相当額÷8%			—	—	—			
中央清算機関関連エクスポージャー			—	—	—			
合計(信用リスク・アセットの額)			230,631	83,776	3,351			
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			A		$B=A \times 4\%$	A		$B=A \times 4\%$
			5,543		221			
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
			A		$B=A \times 4\%$	A		$B=A \times 4\%$
			89,320		3,572			

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位:百万円)

		令和6年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
	現金	378	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,789	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	5,662	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,694	35,144	1,405
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,309	1,323	52
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	806	238	9
	（うちトラントラクター向け）	9	4	0
	不動産関連向け	1,139	850	34
	（うち自己居住用不動産等向け）	1,139	850	34
	（うち賃借不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	85	59	2
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	37	7	0
	信用保証協会等による保証付	17,312	1,693	67
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	株式等	479	479	19
	上記以外	22,517	43,240	1,729
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	13,726	34,316	1,372
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	128	322	12
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,662	8,601	344
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—

(単位:百万円)

令和6年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルクスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	229,612	83,076	3,323
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	229,612	83,076	3,323
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 B=A×4%
	—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 A		所要自己資本額 B=A×4%
	2,448		97
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 A		所要自己資本額 B=A×4%
	85,525		3,421

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	2,448
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	97
B I	1,632
B I C	195

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 11）をご参照ください。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			令和6年度					令和5年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		90	90	—	—	—	78	78	—	—	—
	林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		1,002	—	1,002	—	—	802	—	802	—	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		100	—	100	—	—	100	—	100	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		1,704	—	1,704	—	—	1,202	—	1,202	—	—
	運輸・通信業		315	9	300	—	5	300	—	300	—	—
	金融・保険業		189,965	—	600	—	—	179,164	—	600	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		45	43	—	—	1	48	48	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体		7,451	4,559	2,892	—	—	6,397	4,302	2,094	—	—
	上記以外		738	259	—	—	—	14,213	9	—	—	—
業種別残高計			229,612	23,856	6,601	—	85	230,631	23,260	5,100	—	66
個人	1年以下		176,304	566	100	—	—	179,599	732	302	—	—
	1年超3年以下		1,165	562	602	—	—	887	485	401	—	—
	3年超5年以下		1,056	756	300	—	—	1,544	943	600	—	—
	5年超7年以下		950	649	300	—	—	732	632	100	—	—
	7年超10年以下		3,671	1,565	2,106	—	—	1,854	852	1002	—	—
	10年超		22,667	19,475	3,192	—	—	21,966	19,273	2692	—	—
	期限の定めのないもの		23,796	280	—	—	—	24,045	341	—	—	—
残存期間別残高計			229,612	23,856	6,601	—	—	230,631	23,260	5,100	—	—

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	18	20	—	18	20		20	18	—	20	18	
個別貸倒引当金	16	8	0	15	8		23	16	—	23	16	
法人	農業	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	16	5	0	15	5	22	16	—	23	16	—
業 種 別 計	16	8	0	15	8	—	23	16	—	23	16	—

(注)

1. 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	378	—	378	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,789	—	1,789	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,662	—	5,662	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	175,694	—	175,694	—	35,144	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,309	—	3,309	—	1,323	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	780	235	438	26	238	51
（うちトランザクター向け）	45	—	97	—	9	4	45
不動産関連向け	20~150	1,139	—	1,133	—	850	75
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1,139	—	1,133	—	850	75
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちA D C向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	76	1	67	0	59	88
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未決済手形	20	37	—	37	—	7	20
信用保証協会等による保証付	0~10	17,312	—	16,930	—	1,693	10
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	479	—	479	—	479	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	22,517	—	22,517	—	43,240	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	13,726	—	13,726	—	34,316	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	128	—	128	—	322	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	8,662	—	8,662	—	8,601	99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オン・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					83,076	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑤ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,789		—		—		—		—		—	1,789			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—	—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—	—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	5,662		—		—		—		—		—	—	5,662		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		400		—		—		—		—	—	400		
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—	—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,668		—		26		—		—		—	—	—	175,694	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—	—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,103		2,206		—		—		—		—	—	—	—	3,309
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—	—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他	合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—	—	—
株式等	—			—			479			—			—	479	
	45%				75%				100%				その他		合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	9				215				35				204		465
（うちトランザクター向け）	9				—				—				—		9
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,133	—	1,133		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	70%			90%			110%			112.5%			150%	その他	合計
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—			—			—			—			—	—	—
	60%					その他					合計				
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—					—					—				
	100%				150%				その他				合計		
不動産関連向け（うちＡＤＣ向け）	—				—				—				—		
	50%			100%			150%			その他			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10			0			35			21			67		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			—			—			—			—		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	378		—		—		—		—		378				
取立未決済手形	—		—		37		—		—		37				
信用保証協会等による保証付	—		16,927		0		0		2		16,930				
株式会社他地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—				
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—				

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位:百万円)

		令和5年度					
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	7,711	7,711			
	リスク・ウェイト2%	—	—	—			
	リスク・ウェイト4%	—	—	—			
	リスク・ウェイト10%	—	16,799	16,799			
	リスク・ウェイト20%	200	178,847	179,048			
	リスク・ウェイト35%	—	47	47			
	リスク・ウェイト50%	2,406	23	2,429			
	リスク・ウェイト75%	—	1,306	1,306			
	リスク・ウェイト100%	—	9,395	9,395			
	リスク・ウェイト150%	—	38	38			
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%	—	13,853	13,853			
	その他	—	—	—			
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—			
計		2,606	228,024	230,631			

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値(%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	202,912	—	—	202,186
40%～70%	2,245	97	10	2,254
75%	1,344	129	13	1,348
80%	—	—	—	—
85%	6	—	—	6
90%～100%	36	0	10	36
105%～130%	—	—	—	—
150%	35	1	10	35
250%	479	—	—	479
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	8	10	1
合計	207,059	237	11	206,348

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 76）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—			
法人等向け	17	—	—			
中小企業等向け及び個人向け	51	171	—			
抵当権住宅ローン	—	—	—			
不動産取得等事業向け	—	—	—			
三月以上延滞等	—	—	—			
証券化	—	—	—			
中央清算機関関連	—	—	—			
上記以外	76	—	—			
合 計	145	171	—			

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品業者 及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	47	148	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃借不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	20	1	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—

中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	60	—	—
合計	127	149	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（５）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（６）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（７）CVAリスクに関する事項

CVAリスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

（８）マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

（９）オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 11）をご参照ください。

（１０）出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 76）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	14,225	14,225	14,203	14,203
合 計	14,225	14,225	14,203	14,203

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度			令和5年度	
評価益	評価損		評価益	評価損
—	—		—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度			令和5年度	
評価益	評価損		評価益	評価損
—	—		—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p. 79) をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	106	192	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	244	51
3	スティープ化	827	755		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	479	216		
7	最大値	827	755	244	51
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	17,746		17,497	

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	25
2	理事及び監事の氏名及び役職名	26
3	会計監査人の氏名又は名称	50
4	事務所の名称及び所在地	27
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	27
6	主要な業務の内容	16
7	事業の概況	3
8	直近 5 事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	52
9	直近 2 事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	54
10	リスク管理の体制	11
11	法令遵守の体制	12
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	9
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
14	直近 2 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28
15	直近 2 事業年度の債権に係る事項 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	58
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	59
17	直近 2 事業年度の自己資本の充実の状況	64
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	61
19	直近 2 事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	59
20	直近 2 事業年度の貸出金償却の額	59
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	50

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	81
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等有する当該子会社等の議決権の割合	81
3	事業の概況	81
4	直近 5 連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	82
5	直近 2 連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	82
6	直近 2 連結事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	105
7	直近 2 連結事業年度の自己資本の充実の状況	106
8	直近 2 連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	107

当JAに関する情報は広報誌、公式ホームページでも紹介しております。

広報誌【毎月発行】（画像は公式ホームページより抜粋）

農作業情報をはじめ、地域のニュースや当JAからの連絡事項など、組合員様やお客様とのネットワークを大切に、よりわかりやすく、より役に立つことを目的に情報を提供しています。



2025年6月号



2025年5月号



2025年4月号



2025年3月号



2025年2月号



2025年1月号

公式ホームページ

JAあわじ島の概要・事業をはじめ、特産品の紹介、店舗・ATM案内等、様々な情報を提供しています。更新は随時行っています。

[組織情報](#) [事業案内](#) [広報](#) [ショッピング](#) [農業情報](#) [組合員専用](#) [Web明細](#) [お問い合わせ](#)





美菜恋来屋（みなこいこいや）は、古代から御食国として名高い、淡路島の美しい環境で育まれた“ほんまもん”のお野菜、お肉、お魚を“まるごと”食べつくしていただく施設です

新鮮野菜



美菜恋来屋だからできる！安全・安心・新鮮野菜

美菜恋来屋では、みなさまに安心して野菜を購入いただけますよう品質にこだわり、出荷の基準を設けております。

淡路ビーフ



美菜恋来屋は淡路島唯一の淡路ビーフ専門店！

美菜恋来屋では、淡路ビーフを専門に扱っており、品質管理の徹底と産直市場ならではの価格でご提供しています。

淡路島の鮮魚



歴史ある御食国でとれる新鮮な魚

淡路島は瀬戸内海から太平洋へと続く2つの海峡に挟まれた島です。その為淡路島で獲れる魚は別格です。海峡が生み出す潮の流れと餌の豊富さによって大きく身が引き締まった魚がとれます。また交通の便が良く、新鮮なまま流通できるのも魅力の一つ。

淡路島たまねぎを使用した加工品



淡路島たまねぎを100%使用した生ドレッシング、オニオンスープ、ピクルス、淡路島たまねぎの栄養湯、ポン酢などご自宅やお土産にぴったりの商品をご用意しております。珍しい加工品など種類も豊富にご用意しておりますので、ぜひ食べ比べてみてください。



〒656-0462 兵庫県南あわじ市市青木18番地の1
TEL(0799)42-5200 FAX(0799)42-5236

【インターネットURL】

<https://www.ja-awajishima.or.jp/>



JA Awajishima Report 2025